



完成した「文科系総合講義棟」(南キャンパス生協側から)

東北大学法学部同窓会
會報

第 42 号
東北大学法学部同窓会
〒980-8576
仙台市青葉区川内
東北大学法学部内
Tel・Fax 022-795-6181
発行日 平成27年7月10日

印刷所
(株) 廣 濟 堂



川内だより

会長 平田 武

四月一日より渡辺達徳前研究科長・学部長の後を継いで、法学研究科長・法学部長となりましたので、同窓会長を務めさせていただくことになりました。若輩ではございますが、同窓会のさらなる発展のために微力を尽くして参りたいと存じます。前会長に賜りましたご支援に深く感謝するとともに、今後も引き続きよろしくお願い申し上げます。

まず、学部・研究科の近況等について、教員スタッフの異動を中心にご報告いたします。

本年一月一日に、森田果准教授(商法)が教授に昇進されました。本年四月には岡部恭宜教授(アジア政治外交論)がJICA研究所から、温笑侗准教授(商法)が中国・南开大学法学院より、それぞれ着任されました。新しく着任されたお二人は、学部・研究大学院で今後の研究教育活動を支えて下さる教員スタッフです。

また、平成二六年五月には、金淑賢准教授(東アジア政治外交論)が任期満了で退職されました。本年三月には、竹下啓介准教授(国際私法)が一橋大学法科大学院に転出になり、佐藤隆之教授(刑事訴訟法)と白井正和准教授(商法)が退職され、それぞれ佐藤教授が慶應義塾大学法科大学院、白井准教授が同志社大学法学部に移られました。佐藤教授は、平成二二年四月から、二期三年にわたって法科大学院長を務

められ、本研究科に大きな貢献をされました。こうした先生が本研究科を去られるのは大変残念なことですが、新天地での活躍をお祈り申し上げます。また、近年、若手の先生方が他大学に転出される傾向が看取され、危惧しているところでもあります。

この間の実務家の先生方の異動に关しましては、公共政策大学院では、平成二六年七月に柳淳教授が外務省に、村上堅治教授が農水省に帰任され、替

わって、二六年八月から平木傷(ひらこば)弘人教授が外務省から、神山修教授が農水省から赴任されました。法科大学院では、本年三月に深沢正志教授が特許庁に戻られ、替わって本年四月に秋田将行教授が特許庁から赴任されました。実務家の先生の中でも、現役の官僚の方々は、二年程度の任期で交替されています。

助教に関しては、本年三月に津田雅也助教(刑法)が静岡大学人文社会科学部准教授に採用され、退職しました。本年四月には、マイア・ローツ氏(民法)、セバスチャン・マスロー氏(国際関係論・比較政治)、小野田喜美雄氏(西洋政治思想史)の三名が、すべて本研究科から助教に採用されました。

次に、名譽教授に関連するところでは、平成二五年三月に本研究科を退職され、明治大学法科大学院に移られた辻村みよ子先生(憲法・比較憲法)が、本年四月に本学名譽教授となりました。

次いで、大学の施設面での近況をご報告します。東日本大震災で損傷を受けた、川内南キャンパス講義棟が取り壊されて、改修工事が行われていることは、同窓会報の以前の号でも紹介されていましたが、ようやく工事が完了し、本年四月から、学生たちは新しい講義棟で講義を受けています。かつての窓のない階段教室は、外から柔らかな日差し差し込む講義室に生まれ変わりました。新講義棟の二階には、法学部と経済学部の講義室が二つずつ入っており、一階部分には、事務のスペースや学生の共用スペースの他に、生協のパン

と飲み物のコーナーが来店する予定になっています。法学部棟のすぐ北側の、改装の終わった中央図書館にも、喫茶店(シアトルズベストコーヒー)が来店し、百周年記念館にもカフェ・モーツァルトが来店しましたので、以前と比べますと、川内はずいぶんとお洒落にもなった気がします。本年一二月にはいよいよ地下鉄東西線が開業し、全学教育が行われている川内北キャンパス(旧教養部)の北側の、郵便局の向かいに駅ができます。キャンパスへの交通の利便性は、大幅に向上することでしょう。

他方で、法学研究科は現在、困難な課題も抱えています。二〇〇四年に開設された法科大学院には進展せず、司法試験合格者が予定を遙かに下回っていること、司法試験合格者の増加に伴って、弁護士資格を得ても、開業して収入を得ることが保証されないこと、これらの結果として、全国的に、法科大学院の志願者数・入学者数は激減し、法学部志望者も漸減していることは、すでにご承知のことと存じます。このため、政府は、二年ほどかけて法科大学院への公的支援の見直しを行い、乱立していた法科大学院の統廃合を進めて、入学定員総数を絞り込もうとしています。本研究科の法科大学院も、こうした状況への対応として、入学定員を二度にわたって縮小する改革を行いました。予想を上回る志願者・入学者の減少を招き、財政的には苦しい舵取りを余儀なくされています。それでも、東北大学法学研究科は、東北地

方における今や唯一の法科大学院として、また高裁・高検所在地にある国立総合大学の法学部として、法科大学院を通じた法曹養成に今後も取り組んでいく所存でございます。

法科大学院の設立は、優秀な学生を法曹へと進ませる誘因となって、法学・政治学の研究者を志望する学生の減少をもたらした。研究大学院も入学定員を埋められない状況が続いています。法学研究科では、先進的な試みとして、海外の提携大学・教育機関の大学院生を東北大学の大学院生としても受け入れ、英語で提出された論文に対して双方の大学が学位を授与する国際共同博士課程(タロス・ナショナル・ドクトラル・コース)を設けて、海外の大学との間のいわゆるダブル・ディグリーによる教育課程を整備して、これに対処してきました。しかしながら、必ずしも然るべき学力を備えてはいない留学生を無理に大勢入学させることは、教員スタッフの教育負担をむやみに増加させ、ただでさえ法科大学院での教育負担増に苦しんでいた教員スタッフの研究環境のさらなる悪化を招き、とりわけ若手の優秀な人材の流出を招く一因となっているのではないかと危惧しています。他方で、質の高い留学生のみに入学を限定すると入学定員を埋めることができない、というジレンマに法学研究科は直面しています。その他にも、法科大学院における教員の後継者養成の機能不全を解消すべく、後継者養成コースを設けて、司法試験合格者、弁護士資格取得者に研究大学院博士(後期)課程への進学を働きかけるなどの試みも

行っています。

文部科学省は、二〇〇四年の国立大学法人化以降、六カ年の中期目標期間を定めて、国立大学への運営費交付金の給付の仕方をその都度変化させています。今年度は第二期中期目標期間の最後の年に当たり、来年度から第三期中期目標期間が始まるのですが、来年度から導入される新しい運営費交付金の給付の仕方では、大学院が入学定員を正確にだけ埋められているか（九割以上一割以下という、殆ど信じがたい幅の狭さの中でしか、研究科の裁量は許容されません）によって、(学長のリーダーシップで、教育組織・学内資源配分の見直しを行い、見直しを行ったかどうかで国からの給付が増減されるという学長裁量経費を通して) 研究科の予算が大幅な増減を被る仕組みになっています。法学研究科は、法科大学院・公共政策大学院という二つの専門職大学院と研究大学院とを、いずれも専攻という形で内包しています。普通は、入学定員の充足率を問題にするときには、研究科全体で計算するのですが、専門職大学院が別個の大学院に数えられてしまうために、三つの専攻すべてが入学定員充足率を細かくチェックされる結果となっており、定員五〇人の法科大学院と、定員三〇人の公共政策大学院を持っている法学研究科に対して、定員一〇人の修士(博士前期)課程や二〇人の博士(後期)課程で入学定員が埋まっていないと、逐一批判されるという不条理な状況に置かれています(もともと、法科大学院は人気落ちたために、平成二四年度頃から入学定

員を埋められていませんし、公共政策大学院も景気が上向いたために昨年度頃から入学定員割れを起こしていますので、現在は研究科全体でも入学定員は埋められていません)。

以上のように、法科大学院も研究大学院も困難を抱えています。優れた研究環境のもとで、全国に誇れる教員スタッフの陣容をもって、優秀な学生の教育に当たってきた東北大学法学部の伝統を、絶やすことなく、未来に継承していくために、教員スタッフの協力を得ながら、現在の危機を乗り越えていく所存です。同窓生の皆様からも、温かいご支援と一層のご指導を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、本学では百周年を機に始められたホームカミングデーの行事が、毎年一月(今年は三一日)に川内記念講堂(萩ホール)で開催されます(併せて、法学部同窓会の理事会が、法科大学院・公共政策大学院のある片平のエクステンション教育研究棟で開催されます)ので、同期会等で御来仙の折には、ぜひキャンパスへお立ち寄りいただき、川内の新講義棟をご覧いただいて、また学生や教職員との交流を深めて下さいますようお願い申し上げます。

27年度同窓会総会のご案内

その他各支部日程については本部より同窓会行事予定を参照下さい。

〈同窓会本部・宮城支部 合同総会〉

日時：11月13日(金) 18時～

会場：ホテル法華クラブ仙台

TEL 022-224-3121

連絡先：同窓会事務局

TEL/FAX：022-795-6181

E-mail: dosokai@alumni.law.tohoku.ac.jp

〈東京支部総会〉

日時：11月6日(金) 18時～

会場：東京神田・学士会館

TEL 03-3292-5936

連絡先：澤田淳事務局長

TEL/FAX：045-313-4833

E-mail: sawada@pronet-jp.com

講演要録

法学学習のためのアドヴァイス

東北大学名誉教授 石井彦壽 (S41年卒)



本稿は、平成26年4月4日、法学部新生生に対して行われたオリエンテーションにおける講演の要録です。

(初めに)

みなさん、法学部に入学されておめでとうございます。何年前にも新生生の皆さんに「正義とはなにか」というテーマでお話したことがあります。

今回は、「法学学習のためのアドヴァイス」という題でお話をさせていただきます。

1. 「法の支配」の重要性

我々は、資本主義による市場経済の社会に住んでいます。しかし、このシステムは本質的に不安定で、好景気から不景気へ変わることによる様々なリスクがあるのみならず、競争による紛争や倒産、あるいは、貧富の差や犯罪を生み出す要素もあります。このような不安定な要素のある社会システムを秩序あるものとするための支えとなる基盤は、「法の支配」です。

公正かつ有効な競争のために紛争の事後規制が必要となりますが、それを担うのは法を

適用して解決する司法であり、司法が充実・強化されないと社会は無秩序、無責任なものとなってしまいます。また、市場経済には、必ずリスクが伴い、優勝劣敗の原理が支配します。このため、敗者となった法人や個人を再生させるためのセーフティネットとしての司法の役割も重要となります。更には、公正かつ有効な競争のためには、企業においてもコンプライアンス(法令の遵守)が要請されるのみならず、紛争の事前予防も当然必要とされるはずです。

この「法の支配」が有効適切に行われるためには、法律家の役割が重要となります。し、法律を学ぶことの重要性もあるわけです。そして、社会の法的ニーズにこたえるために、これまで以上の数の法曹を養成することが要請されることになり、司法制度改革の一つとして法曹養成に特化した実践的な教育を行う教育機関として法科大学院が設置さ

れませんでした。

2. 法学部と法科大学院の役割分担

学生会報848号に、精神科医のなだいなだ氏の大変興味深い講演が掲載されました。その内容は、医学における理論と実践、つまり「学」と「術」と現状をみると、大学で「術」(例えば、静脈注射のやり方等)を教えることができない、日本の学術会議などは学々会議であって、「術」はないなどと述べておられました。これは、医学部における基礎教育が無駄だと言っているわけではなく、「術」の部分、OJTで学ばざるを得なかったといったかたと思われまふ。大学法学部は、医学部でいえば基礎医学を学ぶことと同じだと思います。

法科大学院においては、一歩進んで、法曹を目指す学生に対して、法学を基礎として、これまで「司法研修所」や「実務研修」で行われていた実務家として必要な「術」の部分

も取り込んだ教育をしています。しかし、ただ「術」というと職人的な技というイメージが強いのですが、もちろん、単なる小手先の技を教えるという意味ではありません。法科大学院において行われる領域は、「学者の研究成果である法理論」と「判例」を柔軟に使い分け、実務で要求される「具体的紛争を解決する」(あるいは、「紛争を事前に予防する」)能力を涵養する教育をします。

司法制度改革審議会の意見書では、「専門的法知識の確かな習得と、それを批判的に検討し発展させていく創造的思考力」と表現されています。それが、「理論と実務の架橋」といわれるものだと考えられます。

3. 法律問題の解決の手法

法律問題の解決の手法として、「法的三段論法」を用います。たとえば、民法の各規定は、ある法律要件(構成要件)の存在が確定されると、

ある一定の法律効果が発生するといふように定めてあります。例として、民法第五五一条売買の場合を説明します。売ることを約束し、買うことを約束することによって、売りに手に代金請求権という法律効果が生ずるといふわけです。

民法の適用とは、この抽象的な法規を大前提として、法律要件に該当する具体的事実の存在の確定を小前提とする三段論法を指し、これを「法的三段論法」といいます。法律要件に該当する具体的事実を「要件事実」といい弁論主義との関係では「主要事実」といいます。

裁判所による認定判断は、形式的には、法的三段論法によって行われます。法令を大前提とし、認定された事実を小前提とし、大前提に小前提をあてはめることによって、結論を導くのです。大前提は法令にさだめられた法律要件であり、結論は法律効果に相当します。

4・法律の解釈の必要性

制定法は、すべての事例を想定して立法することは不可能ですので、抽象化された命題として規定せざるをえませんが、そこで、多かれ少なかれ解釈によってその意味内容を確定しなければならぬ宿命を負わされています。特に、民法は、明治維新後最大の国家的課題であった不平等条約を改正するため、早急に西欧流の法治国家を形成しなければならなかったために、フランス・ドイツの民法を参考にごく短期間で起草し、細かな規定はことごとく省き、原則だけを簡潔に書くという方針が採択されたのです。そのため、民法は具体的な紛争を解決するための裁判規範として、あるいは行為規範として、判例、学説による解釈の操作なしにはその機能を果たすことができないのです。

5・裁判における法解釈

裁判の使命は主として個々の事件の具体的な解決にあつ

て、一般的な法命題を結論として提示することは主たる使命ではありません。しかし、裁判においては、個々の事件を解決するために、大前提としての法令の意味内容を明確にするための解釈の操作が不可避であつて、裁判所の裁判の理由の中には、そのような法令の解釈が示されることがあります。

その解釈が、下級審の裁判所ごとにばらばらであつては裁判の結論が予測不可能となり法的安定を害することになります。そこで、最高裁に法令解釈の統一という役割が求められることになりました。

民訴法三一八条一項、三三七条二項、裁判所法一〇条三号の規定によって、最高裁及び大審院判例は、下級審の裁判所に対して法令の解釈について事実上の拘束力があつて、実務において法令解釈の指針となつていふのです。い

いかえれば、実務家は、「法の観念」についてオリバー・ウエンデル・ホームズがいう

ように、「裁判所がなすであろう判決の予言である」というとらえ方が強いもので、法令の解釈に関する判例は、実務家にとつて事実上の「裁判規範」や「行為規範」となつていふといつても差支えありません。実務家から見た学説の有用性は、「判例の統一的な解釈」、「判例がない分野について外国法などを考慮した新たな解釈の提言」、「判例理論が不合理な場合にその変更を主張する理論の提供」等にあると思われま

す。もちろん、学説にはこれ以外の役割があつて、ここではあくまでも実用法学からみた学説の役割を述べたものです。

6・判例の射程距離による分類
判例は、法的三段論法の大前提である法規の解釈に関して、大きく分けてその抽象度の度合いに応じて、「理論判例」、「場合判例」、「事例判例」に分類できます。

大まかにいいますと、「理論判例」は、「法令の文言の解

釈を一般的に示すもの」であり、「場合判例」は「特定の類型化された場合について法令の適用の可否を示す」ものです。したがつて、判例の射程距離は、当然「理論判例」の方が広く、「場合判例」の方が狭い。またこのほかに個別具体的な事実関係に対して法適用の結果を事例として示す「事例判例」もあります。「事例判例」は、法令の規範的な要件(例えば、信義則・権利濫用・公序良俗・過失・正当事由・法律上の原因 等々)について、「判示事項」に「:」に当たるとされた事例」などのように示されることが多々あります。「事例判例」も累積されてゆくと、そこから類型を分類することができるようになり、法適用の予測可能性が高められてゆくこととなります。

最高裁は、最高裁民事判例集に登載する判例については、「判示事項」や「判決要旨」をこのような三分類を基準として作成しております。

もつとも、この分類は、必ずしも厳密なものでないかもしれませんが。

たとえば、最高裁判事判例集の「判示事項」において、「：に当るとされた事例」などのように、「事例判例」のように記載されていても、その判決理由中に「理論判例」と解される説示がなされることもあつて、そのような説示が論文や教科書に判例理論として引用されることもあります。また、理論判例のように記載されていても例外がある場合があり、絶対化することは危険であります。事実関係が異なる場合には、例外もあつるわけです。

この判例の三つの分類は、判例の射程距離を測るための概念として有用です。教科書には明確に記載されていないので、法学を学ぶにあたっては是非覚えておいていただきたいと思います。

7・実務家の思考方法

実務家は、事実認定をし、

法を適用した結論、即ち法的

三段論法によつて得られた結

論が、「具体的に妥当かどうか」を検討する作業をいたし

ます。結論が具体的に妥当か

どうかの判断には、「経済の

知識」や、「取引慣行を含む

広い視野」と「利益考量的な

思考方法」が必要となります。

そして、実務家は、結論を得

る過程において、大前提であ

る法律構成が動かせない場合

は、小前提である事実につい

て、別な認定の可能性がない

かを検討いたします。即ち、

法律構成、事実認定について、

あたかも振り子が揺れるよう

に、絶えず色々な仮説をたて

て検証し、振り子の揺れが止

まるように、最終的に落ち着

きのよい結論を得ようと努力

をします。このような思

考実験といつてもよい思考方

法を訓練することも法科大学

院における実務基礎教育に含

まれています。

8・法科大学院の教育を述べ

た意味

法科大学院の教育について

述べましたが、これは、「学

部で何を学ぶか」、「学んだこ

とが、実際の社会でどのよう

に作用し、応用されているか」

を知ることが、法学部で学ぶ

ことの意味を知ることにもな

ると考えたからです。また、

専門的の法律家にならなくて

も、法学部で学習した知識や

法的思考方法は、社会に出て

も役立つはずはです。

9・勉強の仕方

まず、授業やゼミを中心に

勉強をするということが大前

提になります。法は、人類の

英知の所産であるということ

を理解して、知的好奇心を

もつて、これを学ぶことが必

要です。「これは何だろう」、「ど

うして、なぜ」。ぜひ、子供

の問いかけを思い出していた

だきたいと思います。「全て

最初は難しい」というドイツ

の格言がある通り初めは難し

① 法律勉強が難しいと思わ

れる理由

ひとつには、概念が抽象的

で理解しにくいということが

挙げられるでしょう。これに

は、具体例と結びつけて理解

するとよいでしょう。

刑法に出てくる用語に、「未

必の故意」というのがありま

す。未必の故意とは、「行為

者が罪となる事実を積極的に

意図・希望したわけではない

が、自分の行為からある事実

が発生するかもしれないと思

いながら、発生しても仕方が

ないと認めて行為する心理状

態」とされています。たとえ

ば、幼児が集まっているとこ

ろへ車を乗り入れたら幼児を

轢くかも知れないと思いが

ら、轢いても仕方がないと車

を乗り入れるような場合で

す。ある法律家が、日本を代

表する女流作家Sさんとの対

談の際、話が「未必の故意」

に及んだときに、Sさんが「密

家です、「間違いですよ。」と

言うわけにもいかず、聞き流

したということでした。それ

ほど、法律用語はむずかしい

ということでしょう。

ふたつめには、わざわざ難

しい言葉を使っているのが難

点だと思われることではし

ょう。

これは、ドイツ法学を直訳し

た際の訳語不適切によるもの

で、たとえば、民事訴訟法に

おいて「主観的合併」と「客

観的合併」という用語が使わ

れます。

subject 主体 (人)

philosophy 哲学用語では、主観

object 客体 (対象)

哲学用語では、客観

を意味しますから、「人的併

合」や「訴訟の対象の併合」

とでもいえばよいものです。

「訴訟物」というのもありま

す。これも「訴訟の対象」と

いえばよいものです。

これへの対処法は、いやにな

らないこと、そして具体例と

ください。

② 図解して理解する

最近の教科書は、図解を利用してわかりやすくなっています。自分でも図解してまとめるとよいと思います。図解は情報量が多く記載できるし、視覚を利用した思考や記憶ができるからです。

「酒を飲む幸福」などです。やがて「不幸」の洞穴に逃げ込んでいきます。

第二は、『子供である幸福』です。

歌ったり、踊ったり笑ったりはしますが、子供の時代はすごく短いので彼らはすぐにいなくなります。

③ 判例の読み方

ある判例の搭載されている法律雑誌のコメントを読ん

「健康である幸福」「星の光り出すのを見る幸福」などです。家のドアが破れそうなくらい、家の中にいっぱいいるのですが、だれもそのことに気がつきません。

最後に、弁護士だったメーテルリンクの戯曲四幕九場『青い鳥』の第四幕第九場に出てくる四つのタイプの幸福のことを紹介しましょう。

第一は、『太った幸福たち』です。

「正義である喜び」「善良である喜び」「仕事を仕上げた喜び」「ものを考える喜び」「ものわかる喜び」「人を愛する喜び」などです。

「幸福」という名は付いておらず、他の「幸福」たちのように笑ってはいません。

「幸福」という名は付いておらず、他の「幸福」たちのように笑ってはいません。

「幸福」という名は付いておらず、他の「幸福」たちのように笑ってはいません。

「幸福」という名は付いておらず、他の「幸福」たちのように笑ってはいません。



連載 先生の研究紹介

「東日本大震災に照らした

防災法制のあり方に関する

公共政策大学院ワークショップ

の取組」



東北大学大学院法学研究科
公共政策大学院 副院長・教授
島田 明夫

自己紹介

まずは自己紹介から始めます。1956年東京生まれですが血統的には鳥根県人です。1980年3月に東京大学経済学部を卒業して、4月に上級職（現在の総合職）国家公務員として建設省（現 国土交通省）に採用されました。

その後、建設省、国土庁、外務省、内閣府、国土交通省等において30年にわたり、主として政策や法令の企画立案などに従事して参りました。特に、1999年から2001年まで、国土庁防災

局（後に内閣府）の防災企画官として、有珠山及び三宅島の噴火災害、東海村のJOC臨界事故などの様々な災害に対応して参りました。

2010年8月に東北大学大学院法学研究科教授に就任し、2012年4月からは、公共政策大学院副院長を拝命するとともに、東北大学に新設された「災害科学国際研究所」(IRDeS)の教授を兼務しております。2013年4月よりパーマネント教員となりました。

2001年まで、国土庁防災

局（後に内閣府）の防災企画官として、有珠山及び三宅島の噴火災害、東海村のJOC臨界事故などの様々な災害に対応して参りました。

東日本大震災への遭遇

2011年3月11日14時46分頃、マグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生しましたが、そのときは川内の研究室におりました。研究棟は耐震補強が施されていたために幸い怪我もなく無事でした。実はその時、研究室で新年度のワークショップの説明会用のパワーポイントを作成しておりました。そのときのテーマは、「松島の景観計画」でした。しかしながら、地震に遭遇して、津波の被害を目の当たりにして、これは景観をやっている場合ではないと思いました。

その直後から、自分は今何ができるのか、何をすべきなのかと考えました。そこで、防災企画官としての貴重な経験を活かして、災害対策法制について研究をすることにいたしました。これは自分に課された使命なのだと思います。

ワークショップにおける学生との共同研究

災害は住民等の生活活動や経済活動、社会活動など多くの分野に大きな打撃を与える可能性があり、それぞれの分野で被害が生じることを防止し、軽減し、災害応急対策を講じるとともに、災害による被害からの復旧、復興を図ることが必要です。

公共政策大学院では、M1の学生に教員と学生5〜10名からなる1年間のワークショップを必修としております。通常は、A〜Dまでの4プロジェクトが設けられます。私が担当したワークショップ「プロジェクトA（以下「WAS」という。）は、現行の災害対策法が災害の実態に対応した適切な形の法体系になっているか否か、また、どこに問題点があるのか、その課題は何かについて、今般の東日本大震災の実態に照らして、現地調査や各種の実態調査に基づいて実証的に研究することによって、必要な法改正等

の方向についての政策提言をまとめることとしました。これによって政策の企画立案能力を養成しようとしたものでした。

WASにおきましては、2011年度から2013年度まで3年度連続で、被災自治体の現地調査や内閣府の防災部局、復興庁宮城復興局、国土交通省東北地方整備局等の関係機関から集めた東日本大震災の実態に即して、主として災害応急対策、災害復旧対策、災害復興対策及び災害予防対策に係る諸法についての問題点及び検討課題を実証的に抽出するとともに、災害復興を支える法制度も含めて、政策提言をまとめることを目指しWASの受講生と一緒に共同研究を進めて参りました。

2011年度WAS

2011年度は、震災により当初予定していた研究テーマを急ぎ変更したことにより、十分な準備が整わないなかで、「走りながら考える」というスタンスで、一か月遅れで5月10日にスタートしました。

7月上旬からは、宮城県庁に設置された緊急災害対策本部現地対策本部を訪れて、内閣府企画官から国の現地災害対策の実態等を聞いたり、仙台市太白消防署、自衛隊多賀城駐屯地、第二管区海上保安本部等の実働隊から、初動期における救助活動内容の実態や実働隊同士の連携の調整、被災自治体に対する支援、避難所における住民支援などについて貴重な話を伺いました。

10月中旬に、前期の実態調査の方針に基づいて、詳細なヒアリング調査様式を作成しました。11月から自治体ヒアリング調査に入りましたが、公共輸送機関が復旧していない

状況のため、大学の公用車を借りて運転する必要にせまられ、また、かなりのハードスケジュールであったため、教員、学生ともに肉体的には疲労困憊の状況でした。

12月からは、今後のわが国における、広域・大規模災害に対する防災を考えるうえで必要となる法、運用、各主体の役割などを法律の改正と運用の改善の観点から考察しました。

広域・大規模災害下において、防災に従事する各主体が効率的かつ実効的な活動をどのようにすれば達成できるかを提言の軸にして、発災直後からの初動期においては、国、県、市町村の支援体制と実働隊との連携はどうあるべきか、考えられる体制を如何に構築すべきか、また災害現場における道路啓開や必要物資の供給等における活動をいかに円滑に行うか、といったことを法律の改正と運用の改善の観点から考察し、最後にそれぞれ提言という形でまと

めました。

翌年1月17日に最終報告会を無事に終了し、報告会での指摘事項等について必要な手直しを行って、1月末に最終報告書を提出しました。まさに「走りながら考えた一年」でした。

2012年度WAS

2012年度は、災害復旧もある程度進捗し、それに伴う課題も見えてきたことや、復興に伴う制度の検討も求められてきていることを踏まえて、災害復旧期から災害復興の入り口あたりまでを範囲として、調査・研究を行いました。

防災の課題は現地にあるという考えから、「考える足になろう」というスタンスで、極力現地に足を運んで、被災自治体や被災者の方々に対する詳細なヒアリングを行ったうえで現実的な政策提言を行うことを目標にワークショップをスタートしました。

6月からは、復興庁宮城復

興局及び国土交通省東北地方整備局に国としての復旧・復興への取り組みについてヒアリングを行うとともに、被災自治体を順次訪問して、各自自治体の復興計画の概要や復旧・復興事業の進捗状況、被災住民への支援などについて貴重な話を伺うことができました。

8月上旬には、加美町において合宿を行い、同町内の民間借上げ住宅に避難して来られた被災住民の方々に対して対面方式によるアンケート調査を行いました。10月から第二次以降の自治体ヒアリング調査に入り、南三陸町の平成の森仮設住宅団地において被災者の方々に貴重な話を伺いました。

11月後半からは、被災地における水産加工業者やハローワーク等にもヒアリングを行うつつ、同時並行で、項目ごとの政策提言の議論を行いました。

興局及び国土交通省東北地方整備局に国としての復旧・復興への取り組みについてヒアリングを行うとともに、被災自治体を順次訪問して、各自自治体の復興計画の概要や復旧・復興事業の進捗状況、被災住民への支援などについて貴重な話を伺うことができました。

このような観点から、土地区画整理事業における事業承諾や二段階仮換地指定による運用改善及び防災集団移転事業に対する土地収用権の付与などの提言を行いました。また、被災者支援制度の統合、災害復旧制度と復興基金の改善方針、復興基金の恒久化、住宅の耐震化、加美町地域防災計画改正などについて、法律の改正と運用の改善の観点から考察し、それぞれ提言という形で報告書をまとめて、12月19日の最終報告会に臨みました。1月7日に新年最初のワークショップを実施し、最終的には490ページの最終報告書を作成して、1月末に提出しました。

お層蘇気分も抜け切れない年始早々の1月8日に新年最初のワークショップを実施し、最終的には500ページを超える最終報告書を作成して、1月末に提出しました。

2013年度WAS

2013年度は、復旧事業もある程度進捗し、復興事業とそれにもなう防潮堤等の災害予防事業も始まっていることなどから、災害復興及び災害予防に関する調査研究を行いました。「冷静に検討し、周到に備える」というスタンスで、被災自治体や被災者の方々に対する詳細なヒアリングを行ったうえで現実的な政

策提言を行うことを目標にワークショップをスタートしました。

4月末から6月にかけて、被災地の視察や被災自治体、復興庁宮城復興局、国土交通省東北地方整備局にヒアリングを行いました。8月上旬には、加美町において合宿を行い、行政区長や婦人会長などの方々に対して、加美町地域防災計画に関する対面方式によるヒアリング調査を行いました。

9月半ばから11月末にかけて、被災自治体に加えて、兵庫県淡路市、北海道虻川町にも分担してヒアリングを行いました。ある程度の仮説が立てられた段階で、その検証を兼ねて、国土交通省東北地方整備局、宮城県宅地建物取引業協会、宮城県収用委員会で分担してヒアリングを行いました。

広域・大規模災害下において、復興まちづくりを進める上で、最大にネットワークとなっていたのは、用地の取得でした。

このような観点から、土地区画整理事業における事業承諾や二段階仮換地指定による運用改善及び防災集団移転事業に対する土地収用権の付与などの提言を行いました。また、被災者支援制度の統合、災害復旧制度と復興基金の改善方針、復興基金の恒久化、住宅の耐震化、加美町地域防災計画改正などについて、法律の改正と運用の改善の観点から考察し、それぞれ提言という形で報告書をまとめて、12月19日の最終報告会に臨みました。1月7日に新年最初のワークショップを実施し、最終的には490ページの最終報告書を作成して、1月末に提出しました。

災害復興土地区画整理事業に係る二段階仮換地指定については、2014年1月の国土交通省市街地整備課長通達によって実現するとともに、同年4月の東日本大震災復興特別区域法（以下「特区法」という。）の一部改正によって、小規模の防災集団移

転事業についても採用適格事業とすることができることとされました。また、特区法の改正によって、土地収用法第123条の緊急使用の裁決期間を6か月から1年に延長することができるとされました。

三年間のWASの成果と今年度の取り組み

このように、WASにおいては、三年間、被災地を足で回って被災自治体や被災者の方々の生の声に接してきて、被災地のニーズを的確に拾い上げることができたために、それに基づく政策提言の一部が法改正や運用改善などの形で実現してきたといえます。

また、WASの提言については、拙著「今を生きる 3 法と経済 第3章」(東北大学出版会)、「東日本大震災を分析する 2 震災と人間・まち記録 第7章」(明石出版)、「国難」となる巨大災害に備える 第3章 6.6」(ひょうご震災記念21世紀研究機構)近

刊予定)などでも一部を紹介しておりますので、機会がございましたら、お読みいただければ光栄に存じます。

2015年度のWASにおきましては、復興まちづくりに焦点をあてて、名取市、東松島市、石巻市、女川町、陸前高田市などをモデルとして、法制度の在り方などを研究するべく、ヒアリングを始めたところです。メンバー五人の今後の活躍に期待しております。



平成26年度卒業生に贈る

仙台市副市長

藤本章 (昭和53年卒)

皆さん、ご卒業誠におめでとうございます。法学部同窓会として心からお祝い申し上げます。

目出度くご卒業され、進学される方、法曹界、経済界、官界など様々な分野に進まれ、大いに活躍されますようご期待申し上げます。

私は富山県魚津市の出身で、昭和48年4月入学、学生運動の余波から入学式はなく、片平キャンパスの法文1番教室でのオリエンテーションが、学生生活のスタートでした。4年間は東北大学学友会茶道部に所属し、週の大半をお茶三昧、5年目に、

てようやく法律の勉強をと、

幾代通教授の民法ゼミと莊子邦雄教授の刑法ゼミで指導を賜り、お人柄も含め、多くのことを学び、その深い学恩に接する貴重な機会を得、心から感謝いたしております。昭和53年4月に仙台市役所に入庁、これまで37年間市職員として、総務畑を中心に歩いてきましたが、最大の事象は、やはり平成23年3月11日発生の東日本大震災です。市では、死者・行方不明者約千人、被害総額1兆円超の未曾有の被害を経験。復旧・復興を市政の最優先かつ最重要課題と位置づけ、平成24年4月から現在の職に就いております。

皆さんに、今日という晴れの門出に相応しい臚の言葉を贈るだけの知見を、もとより待ち合わせておりませんが、仙台市役所という地方自治体において年数を重ね、その経験と反省から感じられることをいくつか申し上げます。一つ目は、仕事に欲を持つことです。新人の頃は、右も左も分からず、先輩、同僚から手ほどき、教えてもらいながら、徐々に慣れ、責任ある仕事を任されることになりました。そうこうするうちに、ある時、「あれ、へんだな」とか「もっと詳しく知りたい」と思う時が必ずあります。その時、そう感じたことを、そのままにしないで是非掘り下げて、深めていただきたい。そう、そういう癖を身につけることで、指示されたことのみで満足することなく、それ以外の仕事にも関心を向け、次のステップへ進むことが大切だと思います。二つ目は、幅を広げることです。一つの職種に何



年もいまずと、どうしても内
部の人間関係での情報が中心
となりがちで、新しい考え、
アイデアを生み出すことが難
しくなりがちです。やはり外
部の空気を感じることが大切
で、本同窓会とか外のネット
ワークを活用することで、課
題解決のヒントを得ることが
でき、有効です。

私は、学部ゼミの比較政治
学の佐藤慎一先生から「社会
人になったら自分の仕事に関
する専門書は必ず読むだろう
けれども、それ以外の仕事に
関係のない本を一日三〇分読
むように」とアドバイスをい
ただき続けてきたつもりで
すが、長い目で見ると、その
時々の時代の雰囲気や気分を
どう感じ、自らの考えにどう
影響するかを常に確認するこ
とが必要と思います。

三つ目は、優秀であること
の先をどう考えるか、です。
皆さんは、自覚されようがさ
れまいが、学歴競争的にはと
ても優秀で、知識面でも、論
理面でも優れ、これからの新

しい人生において、即戦力
としての力を発揮されること
が大いに期待されています。
ところが経験を積み重ねて
いくにつれ、求められるもの
が徐々に変化してきます。た
とえて言えば、マルカバツの
答えではなく、マルでもなく
バツでもない、その中間とい
うか、そういう答えが求めら
れるということです。しかも
厄介なのは、その判断が今
日正しくても、明日になると
正しくないという場合がまま
あります。

数学の問題の答えのよう
に、ある意味で客観的にひと
つあるということではなく、
答えが二つも、三つもあり得
るということで、どれを選択
するかが問われます。そうい
う感覚を是非身につけていた
だきたいと思います。

そのためにはどうしたら
いでしょうか。人によつて
それぞれと思いますが、私自
身を振り返ってみますと、状
況が変化する中で、他に答え
はないのか、あるいは組織と

して最も適切、有効な判断は
何かを常に問いかけてみるこ
と、そう心がけ、そういう蓄
積を重ねることだと思ってい
ます。

ただ今申し上げたことは、
皆さんのこれからの人生で、
多かれ少なかれ、必ず経験
されるだろうと思いますが、
基礎体力がちゃんと身につ
ている皆さんですから、きっ
と正しい答えを見出されると確
信いたしております。

終わりに、仙台のこれから
のまちづくりについて触れさ
せてください。

ご承知のように、さる3
月14日から18日までの5日
間、仙台で、東日本大震災で
の経験から得られた多くの教
訓を東北全体として世界に発
信していくべく、第3回国
連防災世界会議が開催され
ました。国連の本体会議に
は参加国187か国、首脳
級25名以上、閣僚級100
名とこれまでにない規模とな
り、「仙台防災枠組2015
—2030」と「仙台宣言」

が採択されました。大震災の
経験を踏まえたパブリック
フォーラムなどは400以
上、のべ15万人を起える市民
の参加があり、関心も非常に
高く、大きな経験をしました。

市としては、この成果を防
災文化の面からも世界に向け
発信していくことが求められ
ますし、また、狭い意味での
防災ではなく、もう少し広く
考え、「防災環境都市」をキー
ワードに、復興後の新しい仙
台のまちづくりにつけていき
たいと考えております。

皆さんには、千年に一度と
も言われた東日本大震災を経
験したこの仙台で、人生の中
でも最も大切な時期を過ごさ
れました。仙台の復興は、仙
台だけがそうなればよいとい
うわけではなく、宮城県さら
には東北の被災地全体の復興
がなつて初めて、仙台の復興
もなると思います。

皆さんには、進まれる各分
野においても、震災の経験を
風化させないために、被災地
の現状、被災した市民の痛み

と力強さ、そうした仙台で
ご自分の目でみたこと、経験、
思いを、是非発信を続けてい
ただきたいと、是非お願い申
し上げて、お祝いのごことばと
させていただきます。

平成27年5月末現在の会員構成(概数)

① 通常会員	8,596名
② 学生会員	735名
③ 特別会員	31名
④ 不明会員	5,761名
⑤ 逝去会員	2,989名
計	18,112名

会員だより

ドキュメンタリー映画

「赤浜 Rock'n Roll」

〜東北のすばらしさを伝えたい

小西 晴子
(S 58年卒)

■国と県にNOと言った三陸赤浜の住民

大槌町は三陸のど真ん中の町で、北上山脈に連なる白見山、新山を源流とする二つの大槌川、小槌川の間形成された漁業の町です。大槌湾に浮かぶ蓬莱島は、いのうえひさし原作の「ひよっこりひよたん島」のモデルの島と言われています。

大槌湾の北面の集落が赤浜地区です。

2011年8月、私は大槌町を初めて訪れました。遠野にあるボランティアの団体に登録し、そこから行ったのが

東日本大震災によって母と、妻、孫の3人を失いました。

2011年8月には、「孫子の代まで安心して暮らすためには、高台に移転するしかない。」と、住宅の高台移転の復興計画を住民自ら作成していました。震災前、赤浜には6.4メートルの防潮堤があったのですが、それがあからと安心しきって逃げずに亡くなった人がいたこと、コンクリートは50〜60年しかもたないこと、命を守るためには、もう防潮堤には頼らないと決意したことなどを、話してきました。

2011年10月、国と県からは145mの巨大な防潮堤の建築案が住民に提示されました。赤浜地区は、国と県から提示された高さ145メートルの防潮堤を不要としました。しかし町の中心は、145mの防潮堤が建設され、その底辺の幅は、実に78メートルにも達し、城壁のような防潮堤が湾をぐるりと囲むように建設されつつあります。

その川口さんの前に、20

13年6月、新たな障害が現れました。防潮堤のすぐ後ろに、約11mの町道の建設が提示されました。行政は民意を生かす方向とは別のベクトルで動いていました。川口さん達は、「高台の住居から海が見えることは譲れない」と町に再度変更を迫ります。

■住民の誇りと輝きを描きたい映画『赤浜ロックンロール』

では、自分のふるさとを守ろうとする住民の意地と誇りを描きたいと思っていました。そして、その誇りと意地は、山と川と湧き水とが育む豊かな自然、厳しくも恵み豊かな海が産み出したものではないかと思つて撮影をすすめていました。そして住民の誇りと対峙するものが、自然を抑え込む発想であり、防潮堤はその象徴であると思つております。

大槌に通つて約3年半は、私の先入観が崩れていく時間でもありました。北上山地からの水が、大槌川、小槌川、鶴住居川となり、また湧水と

なつて住民に利用され、大槌湾の底からも湧き、おいしい魚を育てる。この山と川と海の繋がりに気づかされたのも大槌でした。厳しく豊かな自然の中で、「自然にはかなわない。自然と生きていく」という精神は、住民が助け合い、先祖を敬い、次世代のために今があるという知恵になつたのではと思います。人の力ですべてをコントロールするといふ発想、経済効率・短期的利益優先の限界が見えた今、彼らの知恵に私たちの未来への道もあると思つています。

△プロフィール▽

小西晴子（こにし・はるこ）
ソネットエンタテインメント（株）ドキュメンタリースタジオエクト室室長。

2003年からドキュメンタリー番組や映画の製作を企画、プロデューサーとしての作品に『Little Birds イラク 戦火の家族たち』『イラク チグリスに浮かぶ平和』がある。『赤浜ロックンロール』は初めての監督作品。

丸山健さん（一九二二—二〇一四） その生涯の幸せ

樋口陽一（S32年卒）

寒さが冴えてくる頃になると思い出す。丸山健さん（一九四六年卒）を歳がしらとする一隊の蔵王スキー行である。宿は山形蔵王温泉で、高見屋か辻屋の、部屋も決まっていた。初回は五〇年近く前の一九六七年、藤田宙靖君の着任がきっかけで、丸山夫妻と望月礼二郎さんと私のスキーに彼を誘いこんだのが事の始まりだった。それから参加者もふえ、法学関係では小田滋さんと幾代通さんが常連で、他学部、他大学その他からの折々の客員参加もあった。その間藤田夫人や私の家内も参入して、九七年の第三一回まで続くことになる。この会のことについては、丸山さんが、その楽しくも隔てなく和やかな様子を洒脱なエッセーで活写してくれてい

る（『ジュリスト』六三六号）。その一文を収めた随想集「めぐりあい」を、私は折にふれ頁を開いては故人を懐しむよすがとしているが、市販されていないのが残念である。

丸山さんは私と一まわり上の戌（いぬ）年生まれ、清宮四郎先生門下の兄弟子に当たる。研究者の道に進んで歩む先も見通せぬ心細い頃から、対座して浅酌の機会を得ると気持が晴れるような、有難い兄貴分だった。章子夫人は素敵なお姉様のごとくして今に至っている。恩師を囲む、いろんな組合わせでの数限りない場面で、先生の信頼厚い丸山さんは、その天衣無縫に見えてこまやかな心づかいのゆえに、どうしてもなくてはならぬ存在だった。わけても、丸山さんより更に二まわ

り上の戌年生まれの清宮先生が喜寿を迎えられた一九七五年に、秋たけなわの欧州三都（先生がその五〇年前に留学生活を送られたウイーン、ハイドルベルグ、パリ）を私たち三人でめぐった至福の十日間は、四〇年たった今も忘れがたい。

丸山さんはドイツ法からアプローチした政党の憲法学を、博士論文の主題とした。『政党論』（一九七六年）はテーマについての日本での先駆的作品の一つであり、その他多くの論文は、議会制を中心とする分野にわたっている。鈴木安蔵先生退官の後任として静岡大学人文学部（当時）の

招聘に応じ東北大学教育学部から移籍した途端、全国的に大学紛争まったただ中の状況下、次から次へと役職に引っぱり出され、一九七七年から二期目の任期満了まで学長の任を果たした。みずから求めたところでは決して無かった筈だが名学長といわれたのはさもありなんと、私としても

我が意を得た思いだった。

名家の後とりとして大らかに育ち、城下町の旧制高校（山形）で思う存分に青春を謳歌し、学徒動員の試験に耐え幹部候補生として部下をかばい軍法会議の一手手前まで行った（その時敗戦となる）という丸山さん。肝心の時に責任をとろうとせず、自分の意見を言うことすらしないのが処世術となっている日本の社会である。混乱する大学で諸方から丸山さんが信頼を得たことは、当然だったろう。難問に追いつめられても決して動揺を他人に見せない余裕を含めて、である。

その「余裕」こそ、余人の及ばぬところだった。「丸山新学長」を訪ねた新聞のインタビューで、「貴公子然」はその通りとして、「まじめ一徹の人柄」という紹介があった。「まじめ」はもとより否定すべくもないが、「一徹」に見えるところも「人柄」のうちと言うべきか。何しろ学生のころから、「唄は芸妓

にちゃんと習え」と資金を下さったという父上の薫陶を「父と私は悪友のような仲」と懐しむほどだったのだから。和風の遊びだけではない。清宮先生との三人旅のときも、たまたま隣席で挨拶し合った女性たちを相手にウィнна・ワルツからタンゴまで格好よくやつてのけ、その場を圧倒する「貴公子」だった。折々の遊びどころが緊張の日常を支えること、「花魁（おいらん）買いの趣味嗜喰い」の心意気的一端まで伝授してくれた数々の思い出を、今は懐しむばかりである。

丸山健さんは二〇一四年九月九日逝去。一周忌を前にして二〇一五年年冬、この一文を書く。

【卒業から8年。】

法相とのかかわり



第100期年次別同窓会幹事

高島 梨香 (H19年卒)

東北大学法学部への進学をきっかけに北海道から仙台に引越をしてきてから早いものでもう12年が経った。干支が一周してしまった。「北海道から一度出てみたい」「4年間外に出よう」そう思って仙台に来たはずが、蓋を開けると、仙台の街並みや大学のキャンパス、人の温かさ等々に惹かれ、法科大学院進学、司法修習、就職、結婚、出産：これら全てを仙台の地でして、今に至っている。

活動は、私の大学生活の大部分を占めるもので、今、弁護士として働くにあたっての大きな基礎になっていると思っ
ている(もちろん分町で大いに飲んだり、牛越橋の下で夜通し場所取りをして臨む芋煮会や大学祭での出店などでも楽しんだ)。
平成23年12月に念願叶って
弁護士としての一步を踏み出し、平成25年10月より法相の主審(学生たちのアドバイザー)として、年に数回、川内キャンパスの法学部棟に足を運んで、法相の活動に参加させてもらっている。法相OGとしては、とても光栄なことである。

学生の頃、法相の出張相談(毎年夏休み期間に東北のどこの都市で法律相談を行う)の際、出張先の都市にお住まいの弁護士(法相OBであることが多い)に主審として参加していただいたり、法相OBの方に差入れを持って来ていただくことがあった(出張相談のチラシを見てわざわざ来て下さった)。そんな時、私も漠然と、「将来、私も何らかの形で法相に関わりたいいなあ。もし弁護士になれたら、主審として活動に参加出来たらいいなあ。」と思ったこともあった。

かつて学生の時に抱いていた漠然とした想いが、今、現実のものとなっていることに驚き、また、嬉しさを感じている。法相の活動を取り巻く環境は、年々厳しくなっているのではないかと個人的に感じている。私が学生の頃に、日本司法支援センター(法テラス)の民事法律援助業務が開始した。その時も当時の代表・副

代表を中心に「弁護士による無料の法律相談が拡大していく中、弁護士資格のない学生が行う法律相談である『法相』の相談件数はどんどん減っていきのではないか。これからの『法相』の存在意義は何だろうか。」ということが話し合われたりもした。それから年月が経ち、弁護士の数は大幅に増え、弁護士による無料法律相談も拡大している。法相は、法律を学ぶ学生の学習の機会であるというだけでなく、学生による法律相談だから出来ること、学生による法律相談にしか出来ないことがあるのではないかと思っ
ている。弁護士の法律相談は、1回30分程度であることが多く、その中で、相談者の相談内容を聞き、ある程度の法的アドバイスをする必要がある。相談者の中には、法的アドバイスを求めているのはもちろんとして、とにかく自分の話を聞いて欲しい、という思いを持っている人も少なくないように思う。しかし、時

以上



文化系総合講義棟全景

写真紹介

文科系総合講義棟 及び学内新店舗

川内だよりで言及のあった新施設内部を写真で紹介いたします。新店舗はそれぞれに大変盛況で、昼時には満席のためお断りをするということもあるとのことです。お近くへお出かけの折はぜひお立ち寄りください。



法学部第2講義室



学生用コモンスペース



講義室への階段スペース



講義棟内生協軽食ショップ



図書館内シアトルズベストコーヒー店



百周年記念館内カフェ・モーツアルトクレーズコーヒー
(旧ファカルティクラブ)

温故知新

〔仙台藩法制史余話〕その四

川柳にみられる仙台藩のはなし



東北大学名誉教授

吉田 正志

(昭和45年卒)

法制史料としての川柳

江戸時代後期に、江戸を中

心に隆盛をみた文芸に川柳が

あります。俳句と同じく五・

七・五の短詩ですが、俳句と

違って季語がなく、また風刺

やうがちを本質とする点で、

庶民のみならず武士の間でも

大いに好まれ流行しました。

現在でも川柳を詠む愛好者

は、たいへん多いようです。

この川柳の内容には、当時

の生活実態を反映したものが

あり、この点で法制史料とし

ても利用価値のあるもので

す。よく知られているのが、

鎌倉にあった縁切り寺の東慶

寺(松ヶ岡御所とも呼ばれま

えば、

《縁切りと見たて

東慶寺を教え

《縁談は出雲

破談は松ヶ岡

など、東慶寺を詠んだ川柳は

五百五十首ほどもあるそうで

す。

当時の幕府法では、妻が離

縁したければ、夫から離別

状(三行り半)を取らねばな

らず、夫がどうしても離縁を

承諾しないときは、縁切り寺

へ駆け込んだのだなどと、当

時の離婚法制を説明するとき

に、これらの川柳を利用しま

す。

また、江戸には、幕府の裁

判を受けるために江戸に來た

訴訟当事者を泊める宿屋があ
りまして、それを公事宿とか
江戸宿と呼んでいます。多く
は馬喰町にありましたので、
馬喰町が公事宿の代名詞に
なっています。

この公事宿は、訴訟当事者
を泊めるだけでなく、書類作
成その他の訴訟遂行の援助も
しましたので、今でいうなら
弁護士に当たるなどともいわ
れます。

この公事宿の川柳として、
例えば、

《馬喰町諸国の

理非の寄るところ》

《馬喰町人の喧嘩で

蔵を建て》

などがあります。馬喰町には

全国から裁判を求めて人が集

まり、その人たちの訴訟〇喧

嘩のおかげで公事宿はもうけ

ている、という内容です。こ

うした川柳を紹介しなから、

当時の民事訴訟法の解説をす

るわけです。

伊達騒動と川柳

このような風刺を得意とす

る川柳も、当時のことですが

ら、ご政道の批判は避けられ

まして、將軍や大名を題材と
する川柳はあまりありません。
ところがその例外とし
て、いわゆる伊達騒動の原因
となった、仙台藩第三代藩主
伊達綱宗の行状を扱った川柳
は、たいへん多く見受けられ
ます。

それは、綱宗が吉原の三浦
屋の遊女高尾太夫に惚れ込
み、高尾の体重と同じ目方の
金子で身請けしたものの、高
尾がどうしても綱宗を受け入
れないため、吉原から連れて
こようと隅田川を下っている

途中、舟の中で高尾を吊し斬
りにした、というはなしを題
材としたものです。

綱宗がいくらか吉原で遊ん

だということは事実のよう

ですが、高尾を身請けしたとか

斬殺したとかはまったくの俗

説です。しかし、川柳が盛ん

になると同時期の安永六

年(一七七七)に、奈河亀輔

の歌舞伎「伽羅先代萩」が大

阪で上演されていますので、

江戸っ子にはこの俗説こそが

受け入れられていたのではし

う。さて、その川柳ですが、綱

宗が吉原で遊んだことについ
ては、

《朝帰り竹にすずめの
なくじぶん》

《三浦では吉原すずめ
さまとしい》

《竹の位だど
雀ももてること》

などがあります。竹に雀は伊
達家の家紋で、高尾の位は松
だからもてないけれども、相
手が竹の位の遊女ならばもて
たろうというわけですね。

《尻がちいさいと

三浦屋まだふそく》

は、高尾の体重をもっと重く
しようという三浦屋の強欲さ
を詠んだもの。

《綱様という文

高尾書かぬなり》

《ぜんたいが高尾

米屋に行く気なし》

は、高尾が綱宗を嫌ったこと
を詠んだもので、後者は、当
時江戸で食された米の三分の
一が仙台米だったといわれる
ほど仙台米が有名だったこと
を踏まえていて、米屋は仙台
を暗示します。

《あのお家とかくに

川で金をすて》

これは、高い金で身請けした高尾を隅田川で斬り捨てたことと、小石川掘(神田川)の普請を幕府から命じられて、莫大な費用を負担したこととをかけたものです。

榊原家と高尾

以上の綱宗と高尾のことは俗説ですが、これと似たような実話があります。それは、

姫路藩主榊原政岑が、吉原三浦屋の遊女高尾と馴染みとなり、身代金二千五百両で身請けしたことが幕府のとがめを受け、寛保元年(一七四一)に隠居謹慎を命じられたうえ、嗣子の政永が越後高田に転封となった事件です。

このとき、高尾は政岑の乳兄弟(乳母の子)であると弁明して、罪を免れようとしたとされています。その川柳として

《けいせいを乳母が子にする口車》

などというのがあります。傾城は遊女のこと、車は榊原家の家紋である源氏車(御所車)を暗示しているとのこと

このように、寛保元年の実話を川柳で詠むことは、まだ二十〜三十年しか経っていないこともあって、露骨に過ぎるという思惑があったので、その代わりに百年以上前の綱宗に仮託した川柳が多く詠まれたとの指摘もあります。

仙台藩の活火繩

このほかに仙台藩が表れる川柳としては、

《立つ時に雀 大きな羽音させ》

《伊達な旅立ちお江戸を 出るとずどん》

《煙ったい火繩が 一の伊達道具》

などというのがあります。仙台藩は、参勤交代の行列に、いつでも発射できるように、火繩に火を着けた十匁筒十挺(行列の前後三十挺ずつという説もあります)を備えることを許されており、これは仙台藩のみに認められた特権だったということです。

そして、奥州道中の千住を過ぎたところで、空砲を撃ったというのが最初の二首で、雀や伊達という語が伊達

家をあらわしていることはいうまでもありません。三首目は、火繩に火が着けられているわけですから、煙ったいけれども、それが一番の伊達道具だということですから、これもまた伊達家を示しています。

重村の野陣

参勤交代で国許に下るときは、いつでも千住で空砲をうったのかどうかは知りませんが、それに類したはなしは伝わっています。

第七藩主重村は、宝暦六年(一七五六)七月に藩主の座につき、寛政二年(一七九〇)

六月に隠居しましたが、その重村のエピソードにつきのようなのはなしがあります。

宝暦以降の十八世紀後半は、全国的に凶作・飢饉が続き、いずこの藩も財政困難でした。仙台藩もその例外ではなく、参勤交代の費用もままならないため、重村が一計を案じます。

行列は、千住を過ぎたところで陣幕を張り野陣に仕立て、そこで活火繩十挺の筒先

を揃えずどんと撃ち放します。

驚いた千住の町役人は、即座に幕府役人に届け出たので、幕府役人が駆けつけたところ、重宗は陣笠・陣羽織の軍装で対応し、わが領国は凶荒打ち続き、国許に帰る費用も捻出できないため、幸い活火繩の特権を認められているので、泊まり泊まりに野陣を張り、鳥獣を撃ち取って食料として帰国すると述べたそうです。

その報告を受けた幕府老中は、宿駅でそのようなことをされては幕府の威信にも拘わると、何とも困惑して、そのような野陣を張らなくても済むように、帰国費用を貸すことにして、これで無事帰国できたということです。

このはなしは、重宗の知勇を示すエピソードとして伝えられているようで、それはそれで興味深いものです。

しかし、三代綱宗が遊女高尾の体重と同じ目方の金を出して身請けしたという豪放な俗説と比べると、鳥獣を捕って食料としながら国に帰ると

いうのは、何ともいじましいはなしではないでしょうか。

でも、このはなしは、十八世紀後半の仙台藩の財政状況を、かなりの確に表しています。上記の川柳は、おそらく江戸の庶民か武士が詠んだものでしょうから、仙台藩の財政窮迫を江戸の人たちも知っていたのかもしれませんが。

【参考文献】

- 濱田義一郎他監修『俳風柳多留』初篇〜十篇(社会思想社、一九八五〜八年)
- 室山源三郎『江戸川柳の謎解き』(社会思想社、一九九四年)
- 橋本政次『新訂 姫路城史』中巻(復刻版、臨川書店、一九九四年)
- 鈴木省三『仙台風俗志』(雨香園、一九三七年)
- 伊達邦宗『伊達家史叢談』(復刻版、今野印刷、二〇〇一年)

手紙を書くこと

東北大学名誉教授 高柳真三(故人)

手紙やハガキを書くことは、どうしても書く必要のある場合は別として、書いた方がよいと思いがたつて、多少の不義理を感じながら、そのままにしてしまうことは、大抵のひとのやることにちがいない。何とかいってよこすだろうと心待ちにしているうちに、いつまでも何のたよりもこないのどうとう腹が立ってくるが、しかし思い返してみると、自分も相手になんか無沙汰したことのあつたのに気づき、その腹立ちを仕方なく引つ込めてしまう経験も、私などは時たまくりかえしている。

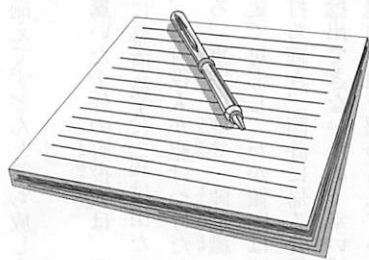
用事を片付け、義理をはたし、あるいは愛情や友情をあらわすために、たよりを書くことは必要でもあり、いいことでもあるのは疑いない。しかし悪意の手紙や、何をいお

うとして理解に苦しむような手紙に対して、沈黙をまもつても咎めるべき筋合いではないであろう。まあこのようなことはわかり切つたこととして、たがいに合えば話の種のつきない間柄の人間同士が、一たび離れて住むようになつても、梨のつぶての音信不通にならぬよう心がけることは、人間関係を大事にする貴重な努力であるといいたために、実はこの小文にペンをとつたわけなのである。

学生時代には比較的筆まめで、手紙をよく書いたひと、世の中へ出ると生活や仕事に追われて、筆不精になるのは、はなはだありふれた例であるが私の場合をふりかえると、若いときの同級生で、いまにいたるまで三、四十年の間、よく手紙をくれた書く友人をもつていることが、

温かい気持ちをおかしてくるから、やはり筆まめになる努力は仕申斐のあるものであるといふことを、これから世の中へ出てゆく諸君への、はなむけの言葉としたいと思ふ。もつとも手紙は友人や知人に対してだけでなく、肉親や家族にもいい手紙をかくことは、美徳の一種にちがいない。試みに豊臣秀吉の手紙をよんでみれば、秀吉の人間味の面白さを、大抵のひとと感ずるであろう。

処で手紙を大量に書いた一つの例に歴史法学派の創始者として有名なサヴィニーの手紙を編集したものがあつたが、全三冊の大部なその書もどくと、彼が生涯にいかにも多くの手紙をかき、それがいろんな人によりいかに大事に保存されたかにおどろかさる。内容は弟子達にあてたものもつともおおく、中でも優秀な門下生であつたグリム兄弟に書いたものの、多いのが目立っている。ヤコブ・



(一九六二・一一)

高柳真三先生は大正14年東北帝国大学法文学部時代から本学で日本法制史をご担当され、東大におられた石井良助先生と並び日本法制史の牽引役をはたされ、昭和41年に御退官・本学名誉教授となられました。その間、昭和33年から3年間第5代法文学部長を務められ、初代の同窓会長であられました。メール・スマホ全盛とはいえ、書いて発信することの必要性は常に変わりません。この一文を取り上げた所以です。

自主ゼミだより

法学部学生自主ゼミの活動を周知するための頁です。現役学生の皆さんの活動状況をご覧ください、かつてこれらのゼミに所属して活躍された会員の方々はもとより同窓会員の皆様から後輩への助言・支援をよろしく願いいたします。

○無料法律相談所 (代表 4年 関崎航平)

- ・メンバー：4年生 27名・3年生 30名・2年生 36名・1年生 45名
- ・活動内容：市民からの法律相談に応じて内容検討し回答する。
- ・活動日程：4月4・11・18・25日、5月9・16・2・30日、6月6・13・20日、7月4・14日、
夏季出張相談：9月19日（山形県下を予定）
- ・先輩へのメッセージ：今期をもちまして創立87周年を迎えることが出来ました。これも皆様の日頃のご支援の賜物であり、厚く御礼申し上げます。今期は広報活動の規模を拡大し、減少傾向にあった相談件数の獲得を目指すと共に、他大学との情報交換にも力を注ぎ、法律相談の質の向上に努めています。これからも市民の皆様のお力になれるよう努力して参りますのでよろしくお願いいたします。

○東北大学法学部模擬裁判実行委員会 (代表 3年 横沢雅人)

- ・メンバー：3年生 20名・2年生 21名・1年生 19名
- ・活動内容：今年は「少年非行」をテーマとして取り上げて裁判劇を行います。
- ・活動日程：11月14日(土)・15日(日)に東北大学百周年記念会館川内萩ホールで公演します。
- ・先輩へのメッセージ：先輩方の温かいご支援により、活動64年目を迎えることが出来ました。心より感謝申し上げます。今年は普段傍聴することが出来ない少年審判を扱い、少年が事件を起こす背景や、少年を取り巻く法制度の特徴を描きます。近況はツイッターやホームページにて報告いたしますので、ぜひそちらもご覧ください。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○東北大学倶楽部国際法 (代表 2年 長沼駿)

- ・メンバー：4年生 9名・3年生 11名・2年生 12名・1年生 35名
- ・活動内容：お互いに協力しながら夏・冬大会で優勝を目指す。和気あいあいと仲良く充実した活動を送る。
- ・活動日程：7月の夏大会・12月の冬大会に備えて毎週水曜日に活動している。
- ・先輩へのメッセージ：様々な面で助けていただき本当にありがとうございます！一人一人が頼りある態度で後輩たちを導いていきたいです！今年は待望の部室が出来ました。

○法社会学研究会 (代表 2年 荒居憲人)

- ・メンバー：4年生 5名・3年生 4名・2年生 4名・1年生 10名
- ・活動内容：今年前期は「表現の自由」を取り上げ、メンバー全員で憲法に定められている表現の自由にかかわる問題について考えていきます。
- ・活動日程：毎週1回の会合。議事録を導入して議論の活発化を図ります。
- ・先輩へのメッセージ：ご支援ありがとうございます。当研究会が毎年活動を行えるのは皆様のご支援あつてのことと感謝の気持ちを常に持って活動をしていく所存です。皆様の期待にお応えできるよう邁進していきたいと思っております。

○仙台模擬国連 (代表 2年 樋口拓磨)

- ・メンバー：2年生 21名・1年生 30名
- ・活動内容：国連総会シミュレートを通して、国際理解を深める。
- ・活動日程：6月に前期会議、12月に後期会議があり、3月に春合宿を行います。
- ・先輩へのメッセージ：お世話になっております。仙台模擬国連代表の樋口です。今年度もメンバーの国際理解を深める活動をしてまいります。引き続きよろしくお願い致します。

○ **Negoistic!** (代表 4年 堀江真由)

- ・メンバー：4年生7名・3年生1名
- ・活動内容：大学対抗コンペティションでの国際的取引の仮設事例に対応する交渉スキル向上に研鑽します。まずは入賞！優勝にむけての盤石な組織づくりに取り組みます。
- ・活動日程：11月21・22日の大学対抗コンペティションに向けて4月～7月個人並びにチーム活動でのスキルアップ、8月他大学との交流試合、9月審査員指導、10～11月コンペティション準備。
- ・先輩へのメッセージ：今年こそコンペでいい結果を残すためには、先輩方のご指導がカギとなります！お近くにいらした際にはぜひお立ち寄りください。OB会も立ち上げますのでよろしく願いいたします。

本部だより**(1) 平成26年度収支決算(案)と平成27年度予算(案)**

平成26年度は、特別大きな事業もなく収支均衡型の予算を組んで運営しましたが、ほぼ予算通りの決算となりました。

収入は、わずかに5,000円ほど予算を下回ったものの、支出を抑えて約24万円の差益を得ることができました。残念なのは、ここ数年会費納入会員の数が伸び悩み、26年度もこれまで目標に掲げ続けてきた1,300名を越えることが出来ず、一般会員は1,271名に留まったことです。支部活動の充実や新しい地方支部の結成などのほか、学生その他への支援を広げて行くためにもさらなる財政基盤強化が不可欠ですので、会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

平成27年度は、新たに一つの支部ができあがる予定で、組織がさらに活性化することが期待されますが、なんと言っても納入会員数1,300名突破をぜひ実現したいと考えております。お互いにお声を掛け合って、ご協力を頂ければ幸いです。

★収入の部

単位:円

項 目	26年度予算	26年度決算	予算対比	27年度予算
1)会費等	5,252,500	5,206,000	-46,500	5,220,000(年会費・新入生会員および一般会員)
2)利息	2,034	2,035	1	2,034(実績勘案)
3)広告料	—	—	—	—
4)雑収入	17,500	58,700	41,200	17,500(名簿販売)
合 計	5,272,034	5,266,735	-5,299	5,239,534

★支出の部

項 目	26年度予算	26年度決算	予算対比	27年度予算
1)会議等	310,000	200,112	109,888	230,000(実績勘案)
2)事業費(会報発行ほか)	1,050,000	1,033,850	16,150	1,040,000(会報発行ほか)
3)事務費(旅費・人件費等)	2,877,500	2,926,595	-49,095	2,977,500(旅費・人件費等 実績勘案)
4)通信費(郵送料ほか)	720,000	702,020	17,980	720,000(会報郵送代ほか)
5)振替手数料	170,000	161,804	8,196	170,000
合 計	5,127,500	5,024,381	103,119	5,137,500

★収支差額の部

項 目	26年度予算	26年度決算	予算対比	27年度予算
1)期間収支差益	144,534	242,354	97,820	102,034
2)前期繰越金	22,668,422	—	—	22,910,776
3)次期繰越金	—	22,910,776	—	23,012,810(見込み)

注:上記の「収入」「支出」および収支差益ともに案であり、「理事会」「総会」の承認を得て成立する予定です。

(2) 平成27年度法学部同窓会行事予定

平成 27 年

- 4 月 1 日 平田武教授第 27 代会長就任
- 4 月 7 日 法学部新入生オリエンテーション
[法学部第 1 講義室] (吉田名誉教授)
- 4 月 20 日 第 1 回常任理事会 [ホテル法華クラブ仙台]
- 4 月 24 日 法祭大 [141 エルパーク仙台]
- 5 月 15 日 東海支部総会 [名古屋・東天紅]
- 5 月 20 日 学術振興基金支援グループ懇談会
[法学部小会議室]
- 6 月 6 日 広島支部総会 [メルパルク広島]
- 7 月 8 日 会計監査 [法学部小会議室]
- 7 月 8 日 学術振興基金理事会 [法学部小会議室]
- 7 月 10 日 岩手支部総会
[ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング]
- 7 月 13 日 学術振興基金申請採択連絡会
[法学部小会議室]
- 7 月 15 日 同窓会「会報」第 42 号発行
- 7 月 24 日 秋田支部総会 [ルポールみずほ]
- 7 月 29 日 第 2 回常任理事会 [ホテル法華クラブ仙台]
- 8 月 26 日 宮城支部職域幹事懇談会
[ホテル法華クラブ仙台]

- 8 月 28 日 北海道支部総会
[ピヤケラー札幌開拓使サッポロファクトリー店]
 - 9 月 4 日 法科大学院部会総会
[エクステンション教育研究棟]
 - 10 月 21 日 東北芝蘭会総会 [ホテル法華クラブ仙台]
 - 10 月 23 日 福島支部総会 [杉妻会館]
 - 10 月 31 日 平成 26 年度理事会
[片平エクステンション教育研究棟]
 - 現在未定 青森支部総会
[ウエディングプラザ アラスカ]
 - 11 月 6 日 東京支部会総会 [学士会館]
 - 11 月 13 日 同窓会総会・宮城支部総会
[ホテル法華クラブ仙台]
 - 11 月中旬 新潟支部総会
- 平成 28 年
- 1 月 22 日 大阪支部総会 [アサヒスーパードライ梅田]
 - 1 月 29 日 第 3 回常任理事会 [ホテル法華クラブ仙台]
 - 2 月下旬 宮城支部職域幹事懇談会
[ホテル法華クラブ仙台]
 - 3 月 23 日 法学部卒業祝賀会 [ホテル法華クラブ仙台]

(3) 同窓会学術振興基金

法学部同窓会学術振興基金(理事長:稲葉馨教授)では、平成 26 年度に①大学院生の研究紀要である「東北法学」刊行へ 150 千円 ②模擬裁判実行委員会③無料法律相談所④法社会学研究会⑤倶楽部国際法⑥ Negoistic ! へ各 90 千円 ⑦仙台模擬国連へ 20 千円 ⑧法科大学院生の司法試験受験対策のための救法研究会へ 360 千円 の合計 980 千円の助成を行いました。

これにより模擬裁判は 11 月 15・16 日に川内萩ホールで「となり(隣席)」-過労死をめぐる民事訴訟-をテーマに第 63 回公演を実施、1119 名の入場者がありました。またクラーク国際記念高校・仙台二華高に出張公演、仙台高校で進路講演を行いました。無料法律相談所は年間 48 件の相談に対応し、8 月には会津若松市での出張相談会(6 件)を行い、さらに地域ラジオ出演、10 月のホームカミングデー当日の相談会実施で市民への PR を行いました。法社会学研究会では前期に「介護」後期に「依存症」をテーマに研究会を行いました。倶楽部国際法は夏大会で団体 4 位・個人入賞最優秀賞を含め 3 名、冬大会個人入賞 4 名の成績を収めました。Negoistic ! は 20 大学参加のネゴコンで 13 位でした。仙台模擬国連では前期「宇宙問題」、後期「難民問題」に取り組みました。「東北法学」は残念ながら第 44 号の刊行を次年度に延ばさざるを得ませんでした。「救法研究会」は 9 月から 11 月にかけて延 10 回の答案練習・解説を実施しました。

平成26年度 卒年別 会費納入会員数

卒年	昭17	18	19	21	22	23	24	25	26	27	旧28	新28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	
会員数	1	1	7	4	3	8	1	2	7	13	15	21	24	25	32	37	26	45	56	51	31	30	55	22	23	23	
卒年	昭43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平1	2	3	4	5	
会員数	34	31	29	31	35	27	21	30	24	34	12	28	21	26	16	20	14	12	19	15	13	13	12	21	11	9	
卒年	平6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	院卒	院院生	院院生	院院生	院院生	院院生
会員数	14	6	8	11	5	13	8	9	5	5	8	3	5	6	3	4	4	3	4	3	4	19	24	118	1413		

1. 今年も、35年卒が最高でした。
2. 平成の方のご協力をよろしくお願いいたします。

※「院」…全ての大学院卒業・修了者を対象

支部だより

北海道支部

西澤 香衣

北海道支部では、平成26年度総会を平成26年8月22日、札幌市中央区のピアケラー札幌開拓使にて開催いたしました。

当日は、同窓会本部より清水事務局長にご参加いただき、支部からは新田支部長以下22名、総勢23名での会となりました。

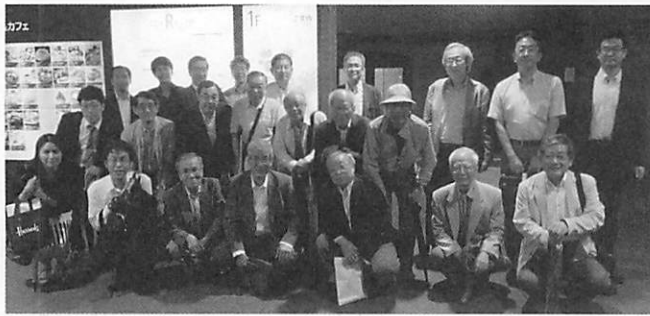
竹田事務局長（S61卒）の司会により、総会で会計報告および理事の改選が承認されるとともに、来年の総会を8月28日に開催することが満場一致で承認されました。その後、新田支部長のご挨拶と佐藤副支部長の乾杯により、ビール会が開始されました。清水事務局長からは、大学の近況をお聞きし、また、参加いただいた会員のみなさまからは、一言ずつ近況報告がなされました。

さん（S46卒）がご参加くださるなど、世代も地域も超えた懇親を深めることができました。

最後は、旭川からご参加の長谷川さん（S51卒）に締め乾杯をお願いし、全員で記念撮影をして盛会のうちに終了いたしました。

今回は、平成27年8月28日（金）18時から札幌市中央区のピアケラー札幌開拓使で開催いたします（26年度と同じ場所です）。会員のみなさまのご参加をお待ちするとともに、お近くに同窓生の方がいらっしゃいましたら、ぜひご紹介くださいますよう、お願いいたします。平成以降に卒業された方も出席されていますので、ぜひ若い方もお気軽にご参加いただければと思います。

（北海道支部事務局 H4年卒）



今年、青木さん（H15卒）のご紹介により平成26年卒（一）という一番若手の和野さんがご出席くださったことで、毎年ご参加くださっている先輩方も喜びになり、また、近年は広島県から中原

青森支部

青森支部総会を開催しました！

牧 貴之

青森支部では、平成26年度総会及び懇親会を平成26年10月24日（金）、青森市内のウェディングプラザアラスカにて開催いたしました。

当日は、同窓会本部より渡辺達徳同窓会長（法学研究科長・法学部長）に御臨席を賜り、当支部からは井畑明夫氏（S31）以下、32名の参加となりました。

田口晋氏（H1）を進行役に、まずは支部長の佐々木透氏（S38）から御挨拶があり、続いて、来賓の渡辺会長から、かつて本県を訪れた際の思い出話や大学の近況等を中心に貴重なお話をいただきました。

その後議事に入り、平成25年度決算・平成26年度予算案が満場一致の拍手にて承認されました。

総会終了後は、井畑氏の乾

杯のご発声により、懇親会となりました。

当支部は、青森県庁及び地元金融機関の在職者が大半を占めておりますが、大学関係から、宮崎秀一氏（S51）に加え、新たに青森県に転入された小野昇平氏（博H21）に参加いただいたほか、平成26年卒業者も1名参加するなど、宴が進むにつれ、老若男女の垣根を越え、法学部同窓生としての親睦を深めることができました。

最後は、佐々木郁夫氏（S54）の中締めにより、和やか



東北大学法学部同窓会青森支部 総会及び懇親会



に御開きとなりました。今後、この青森の地において、年齢、職域を越えた「法学部同窓生」の貴重な交流の場として継続していただくと心より願っております。

(H9年卒)

秋田支部

嗟 峨 正 博

当支部の総会は、毎年七月下旬に開催されるので、平成二六年度の総会も例年通り平成二六年七月二四日秋田市の「ルポールみずほ」で開催された。

当日は本部から戸澤英典公共政策大学院長と岡崎隆一事務局長補佐が来賓として参加され、会員は前年より十名多い三三名の出席で平成卒が半数を占めた。

総会の前日、高校野球秋田大会の決勝戦が行われ、角館高校が優勝し、同校の甲子園初出場が決まったばかりで、角館高校出身の山田芳浩副支部長(昭五三卒)の乾杯の発



声ではじまった宴会は当初から盛り上がったものとなった。二次会は例年通りのカラオケ大会で親睦を深めた。宴会前に行われた通常総会での役員選任では幹事に新たに平成二桁卒(具体的には平成一八卒)を加えさせ、将来の発展への一助とした。

支部役員の消息を一つ。支部長の佐藤博身(昭四一卒)は平成二六年三月秋田県厚生連理事長を退任し、同年七月秋田県社会福祉協議会理事長

に就任した。

当支部会員の大勢を占めるのが県庁職員(OBを含む)で、この原稿を書いている時点でも四月の異動でゆれているが、皆優秀な人材ばかりなので、夫々のところでの今年度の一層の活躍を期して筆をおく。

(秋田支部副支部長 S31年卒)

岩手支部

「平成26年度岩手支部総会
総会開催される」

佐 野 淳

平成26年度岩手支部総会は、平成26年7月11日(金)午後6時からホテルメトロポリタン盛岡ニューウイングにおいて開催された。当日は6月に宮城から転勤された方の飛び入り参加もあり32人の会員の参加が得られたほか、同窓会本部から渡辺達徳同窓会長(法学研究科長)及び清水廣行事務局長の2人の来賓をお迎えし、盛大な総会・懇親会となった。

総会では、相原正明支部長

(S45年卒)の挨拶に続き、渡辺同窓会長から、母校の動向、法科大学院の状況、大学周辺の様子、とくに片平キャンパスの変貌ぶりなどについて、興味深いお話をいただいた後、議事に入った。議事では平成25年度決算を承認したほか、相原支部長をはじめとする役員留任を決め、さらに昭和29年卒の及川昭伍先輩を新たに顧問に推挙し、つづがなく閉会した。その後、恒例の集合写真を撮影し、お待ちかねの懇親会を開会した。

懇親会では、及川新顧問の乾杯の後、各自の近況報告を卒業年次の若い順に行い、終始和気藹々とした雰囲気では進行した。また、清水事務局長の取り計らいで、小田和正氏の新たな校友歌「緑の丘」を会場に流し、一同興味深く拝聴した。

卒業したばかり(H26卒)の会員からの初々しい自己紹介、近況報告のほか、年配会員を含め、仕事に、余暇活動に、各自、それぞれの立場で

活躍していることが伝わってきた。このように、年配、現職会員双方から、意義深い話が聞けるのが、当会の特長と再認識したところであり、大盛況の中で会を終えることが出来た。

本年度の総会出席者の半数が平成年代の卒業ということでも若年会員の出席が得られてきたことは喜ばしい所であり、今後とも、本部からの御来賓をお招きするなどの工夫を凝らし、より多くの会員の総会への出席を確保するなど、産業・金融・学術・法曹・



公務等の各分野や各世代の良き交流の場となっている当支部の発展を心がけたいと思っ
ている。

中締め後、満足気に会場を後にする大先輩方の姿を見るにつけ、毎年度開催している総会・懇親会での楽しい再会を期したところである。

(石手支部事務局長

S 57年卒)

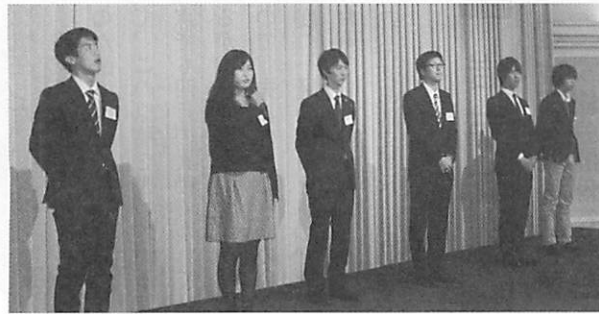
宮城支部

酒井昌弘

一 宮城支部二六年度総会

十一月十四日(金)、法華クラブで開催。出席会員総数は68名と、残念ながら昨年より若干減りました。主要職域グループ別では、七十七銀行13名、法曹界9名、宮城県庁8名、仙台市役所7名、東北電力6名が出席しました。毎回、総会への出席PRには、各職域グループ担当の幹事(世話役)の皆さんに、現職のお忙しい中、ご協力頂いており、感謝申し上げ

ます。前回少なかったOGは藤田紀子氏(S 43)を筆頭に7名の方が出席しました。出席者中の最年長の先輩は勅使河原安夫支部顧問(S 24)で、89歳のご高齢ながらも現役の弁護士として活躍しておられ、元気なお顔を見せました。最年少は野地美沙子氏(H 26・七十七銀行)が出席し、その年代差は実に65年と幅の広い世代が一緒に参加する総会となりました。第一部では、東海林恒英支部長(S 34)の開会挨拶、次いで渡辺達徳同窓会長より、前の週に東京で行われた本部総会や、川内キャンパスで工事中の文系研究棟が来年3月に竣工予定であることなどのご挨拶がありました。第二部の懇親会は阿見理事(S 44)が司会し、勅使河原先輩の乾杯のご発声でスタート、歓談の中で、招待された現役学生「(東北法学刊行会)加藤雄大、(Negotinc)富田真梨子、(模擬裁判実行委員会)御囲裕一郎、(無料法律相談所)関崎航平、(倶楽部国際法)中道



樞貴、(仙台模擬国連)湯澤悟」の皆さんが元気よく挨拶し、会場から大きな激励の拍手を浴びました。また、阿部純二(S 30)・吉田正志(S 45)両名誉教授、佐藤裕一弁護士・法科大学院教授(S 52)をはじめ12名の皆さんにご挨拶を頂きました。最後に田畑精治副支部長(S 34)の閉会挨拶があり、全員で「青葉燃ゆる」を斉唱して締め括りとなりました。

(写真：現役学生挨拶)

二 第九回東北芝蘭会総会開催
「H 18年設立・東北プロック居住の法学部OG約230名がメンバー・藤田紀子(S 43)会長」
9月5日(金)、法華クラブで開催。法曹界、宮城県庁、仙台市役所、東北電力で現役として活躍している会員14名が出席。来賓として渡辺達徳法学部長と卓話講師をお願いした津久井俊行仙台整形外科病院名誉院長(S 34東北大医卒)をお迎えし、諸星久美子さん(H 2仙台市役所)の司会で進行しました。事務局より、あらためて「芝蘭会」の元々の由緒について説明がありました。
「S 5年頃に当時の法文学部の女子学生8人(代表は有賀美智子さん・故人・S 4卒後、大蔵省入省。公正取引委員会、国民生活センター長として活躍)をメンバーとする会ができて、当時の中村法文学部長に「芝蘭会」と命名して頂いた。その後、S 59頃に森伊都子弁護士(S 34)を産みの親、



厚谷襄児北大学名誉教授(S 32)と樋口陽一名誉教授(S 32)を育ての親として東京地区在住の法学部OGの会が設立され、芝蘭会の名を継承した。」
恒例になっている卓話は80歳のお年を感じさせない(今でもスキーの指導をしている!)若いイメージの津久井先生が「健康長寿」をテーマに楽しいお話しを聞かせてくれました。

各メンバーの近況報告では、いずれも各界の中堅として活躍している現役の皆さん

だけに、時代の動きを反映した生々しい内容で、大変参考になりました。

(写真・藤田会長挨拶)

三 役員幹事懇談会

在仙の同窓会員が所属する主要職域グループ(宮城県庁・仙台市役所・七十七銀行・東北電力・法曹界)、東北芝蘭会、法科大学院部会の計七グループの世話役担当幹事と同窓会役員及び法学部の先生方が一堂に会し、親しく交流する貴重な機会として半年毎に開催しております。また、上期会では石綿はる美准教授(民法担当)に「相続法の課題―後継ぎ遺贈を素材として」、下

期会では平田武教授(西洋政治史担当)に「ハンガリーにおける国民の祝日と二つの象徴体系」と題して卓話をして頂きました。第二部の懇親会では、現役バリバリの各幹事より各界の動きや当面する問題状況などについて報告を聞きながら、楽しく杯を交わしました。

(写真・平田教授卓話)

(宮城支部事務局長 S43)

福島支部

「福島支部総会を開催いたしました」

矢吹勇雄

平成26年10月24日(金)に、支部会員26名の出席のもと第35回東北大学法学部同窓会福島支部総会が開催され、平成25年度事業報告及び決算の承認並びに平成26年度事業計画及び予算の審議などの支部運営の基本となる案件を御審議いただきました。

総会懇親会には、同窓会本部から中林暁生准教授と清水

常任理事事務局長にお越しいただきました。

中林准教授からは、当支部恒例となっております小講義として、御専門の憲法学から

「二重の基準論について」をテーマに、アメリカの憲法史や日本の最高裁の事例について御講演いただき、学生時代を思い出すような知的刺激を受けることができました。

また、清水事務局長からは、同窓会他支部の活動状況や学内の近況をお話いただきました。

懇親会には28名の支部会員が参加いたしました。法曹界、民間企業、政治・行政分野などそれぞれ御活躍されている方々が、分野を超えて、そして世代を超えて一同に会し、交流を深めることができるのがこの同窓会の大きな魅力のひとつであります。今回の懇親会でも、大いに会員同士で交流を深めることができました。

会員の皆様どなたでも気軽に参加できるような、そして、参加していただいた方には、



まで御連絡ください。会員の皆様の多数の御参加を心よりお待ちしております。

(支部事務局担当 矢吹勇雄
(やぶきいさお) 平成11年卒
TEL 090-7321-6961 (携帯))

東京支部

年齢差64歳、和氣諳々の交流

佐藤誠

平成26年度東京支部会総会
は、平成26年11月7日(金)
午後6時より学士会館202号室
で、同窓会本部総会後に開催
されました。

総会は、事務局佐藤誠(平成8年)の司会で始まり、清野智会長挨拶のあと、議事に移りました。事務局長澤田淳さん(昭和45年)から会務報告、野神照幸さん(昭和53年)からの会計報告と続きました。なお、本年度より新たに、中島 暁さん(昭和46年)、松田尚子さん(昭和52年)、山下洋美(平成4年)の方々
が理事に加わりました。

続いて部屋を20号室に移しての懇親会。高橋郷巨さん(平成8年)の楽しい司会進行により、同窓生同士の和気藹々の一時の交歓の場となりました。前会長の庄司昊明さんによる乾杯の音頭で、会は始まりました。今回の出席者数は、10名弱、なかなかの盛況で、会場が狭く感じられるほどでした。

一言スピーチでは、久しぶりにご出席されたという松島由紀子さん(昭和28年)のお話、前月10月に最高裁判事に就任した池上政幸さん(昭和50年)からの近況報告、小



西晴子さん(昭和58年)からは、ご本人がプロデュースした映画「イラク チグリスに浮かぶ平和」の紹介などがありました。また、池田憲人さん(昭和45年)、枝野幸男さん(昭和62年)の皆さんからも近況報告をいただきました。

ファイナルでは、理事の佐藤均さん(昭和47年)のリードで学生歌「青葉もゆる」を全員で合唱、事務局の山本隆さん(昭和50年)より、お開きの言葉があり、和気藹々のうち、楽しい会を終えました。

平成27年度総会は、来る11月6日(金)18時より、学生会館で開催されます。

(東京支部会事務局次長

平成8年)

新潟支部

同窓会新潟支部便り

本田 一丸

新潟支部総会は、平成二十七年一月三十一日に、二十名の支部会員が出席して、信濃

川河畔に臨む新潟グランドホテルを会場として、開催されました。同窓会本部からは、法学部同窓会会長渡辺達徳先生と同窓会事務局長清水廣行さんにおいていただきました。

総会は、平成二十五年度事業報告および決算報告、平成二十六年事業計画および予算案、並びに次期役員の見直しを行い承認されました。また、清水事務局長からは東北大学法学部の現在の様子や同窓会の活動について報告をいただきました。

平成24年度に支部の活動を再開した後、初めての役員改選を迎え、次期役員については、現役員に加え、新たに3人の役員を選任しました。中でも平成11年、平成12年の法学部卒業の方から理事に就任していただきました。若い会員に向けたPRや、若い会員の参加しやすい支部運営に向けて、活躍されるよう期待しているところです。

渡辺先生からは法学部の教育研究、キャンパスの現状等をお話いただくとともに、法学部同窓会での活動についてお話をいただきました。

新潟県支部ではほ全ての支部を訪問されることになることでした。昨年度の内藤支部長による支部活動報告の中で、「次回はぜひ、同窓会長渡辺達徳先生からご臨席いただき、新潟の銘酒を賞味いただく機会を作りたい」と記していたところであります。このたび貴重な時間を割いて新潟にお出でいただいたことに、お礼を申し上げます。

東海支部

東海支部総会のご報告

星野 真二

は初めて女性会員から出席いただくとともに、転勤で新潟においでになった会員からもご出席いただきました。

今後、引き続き、多くの方から参加いただきたいと考えています。新潟に転入の際は同窓会事務局への連絡をお願いいたします。

(平成3年卒)

東北大学法学部同窓会東海支部総会及び懇親会が、平成27年5月15日(金)、東天紅にて開催されました。東海支部会員16名に加え、本部から同窓会長平田武様及び事務局長清水廣行様、並びに、経済学部の経和会から伊藤伍郎様のご参加を賜り、計19名の参加となりました。

参加者が例年を下回る人数(例年は30名弱)となつてしまったことは、幹事である私の不手際(案内文の発送遅れ)

が原因でありまして、大変申し訳なく思っております。来年度での挽回をここにお約束いたします。

参加者の年代層としましては、上は昭和35年卒（阿部純一先輩）から下は平成19年卒（森亮太さん）まで、47年も幅の広い層から同窓が集まりました。皆様が、それぞれの年代での大学生活、教授や授業の様子などのエピソードを披露され、世代間での違いや共通点などについて、昔を懐かしみながらの歓談がなされました。

途中、恒例の応援歌「青葉もゆるこのみちのく」の合唱が、校友会応援団ご出身の加藤雄一先輩（平成7年卒）の音頭の下、執り行われました。参加者が何故か男性のみでしたので、非常に雄々しい合唱となりました。なお、これはこれで勇壮でよろしかったのですが、やはり、繊細で可憐な女性の歌声が全くないというのは少し物足りなく、来年度の課題とさせていただきます。

その後、本部の清水事務局長より、法学部1番2番階段教室棟の改修・新築工事が完成したことや、片平の食堂が改装されたことのご報告、東北大学の先輩（小西晴子様）が監督として制作された映画「赤浜ロッキンロール」の上映が名古屋で5月23日になされることのご紹介がありました。

新入会員としては笹子善平先輩（昭和55年卒）のご出席を賜ることができました。もつと他にも、幹事が把握していない同窓生が東海地区に多数いらつしやるかと思えます。同窓生の皆様にはなるべく多数のご参加をいただきましたと考えておりますので、東海地区にご在住の方で、幹事から総会開催の案内状が届いていない方がいらつしやいましたら、どうか、幹事の私室野（連絡先052-582-7373）までご連絡をいただけますようお願い申し上げます。（H9年卒）

大阪支部

大阪支部報告

川口 哲生

大阪支部の同窓会は、平成27年1月23日（金）、毎年恒例のアサヒスーパードライ梅田にて開催されました。今年

は、来賓及び関西の同窓生合計35名が参加されました。まずは、藤田勝利大阪支部長（S42卒）から挨拶があり、次に渡辺達徳学部長から、東北大ロースクールの現状や学部の新校舎についてご報告いただきました。関西の同窓生は、なかなか仙台まで足を運ぶ機会がないので、渡辺学部長からのご報告により、それぞれの世代が過ごしたキャンパスが刻々と変わっていつていることを実感できました。そして、次に、藤田支部長がご自身の研究分野について、「航空法の一里塚」と題してご講話していただきました。一昨年の前田順司先輩（S48卒）、昨年の大石眞先輩（S49卒）と続いた講話も今年で

3回目となり、すっかり定着した感があります。

その後、沖暁大先輩（S36卒）から乾杯の御発声をいただき、清水廣行本部事務局長（S39卒）、桑江康一広島支部長（S43卒）から同窓会活動や同窓生の近況などをご報告いただきました。

そのあとは、岩崎章浩さん（H21卒）の絶妙な司会進行により、中平史先輩（S62卒）、金澤真理先輩（H2卒）、井関純先輩（S47卒）、名倉里司先輩（S47卒）、河野正和さん（H21卒）、江村純子先輩（H7卒）、植村吉輝さん（H9卒）、北野通世先輩（S53院卒）、的場年昭先輩（S58卒）、荒牧浩昭さん（H10卒）、黒田京子前大阪支部長（S35卒）、前田順司先輩、野村剛司大阪支部事務局長（H5卒）の順番で近況報告などがあり、宴は大変盛り上がりしました。

そして、締めには毎年恒例の山本敏信先輩（S44卒）によるエールのもと、東北大学学生歌を全員で合唱し、久保

井一匡大先輩（S35卒）のあいさつで終了となりました。

毎年参加していただいている方も新しく参加される方もいて、毎年大変盛り上がりがあります。これまで参加されたことのある皆さんも、まだ一度も参加されていない方も、次回平成28年1月22日（金）は、是非、大阪支部同窓会にご参加下さい。（大阪支部幹事 平成9年卒）



広島支部

広島支部第8回総会・懇親会

深田 健介

平成26年6月7日、メルバルク広島において、3名の来賓を含む総勢21名の参加を得て、支部総会および懇親会が行われました。

まず、同窓会長・渡辺達徳先生よりご挨拶いただきました。法学部の入試の競争倍率の低下、法科大学院の入学希望者の減少、川内南キャンパスの講義室の取り壊し等、法学部の現状についてご報告いただくと共に、将来に向けた抜本的改革計画についてもお話しいただきました。つい数年前まで東北大学で学んでいた身としては、思い出のある講義室がなくなるとお聞きしてとても寂しい思いですが、法学部生の皆様には、新しい学び舎で新しい時代の法学部を創造していただければと思います。さて、渡辺先生のごあいさ

つに続き、中国地方整備局長、栗田悟氏(S54工・土木修卒)より、「広島市を中心とした社会資本の整備」と題してご講演をいただきました。栗田局長には、50枚を超えるスライドを含む詳細な資料に基づいて、広島の都市開発・インフラの整備状況等についてわかり易くご説明いただきました。大変有意義な時間となりましたこと、この場を借りて御礼申し上げますと思いま

す。懇親会も恒例の「青葉もゆる」で締めとなり、盛況のうち総会および懇親会を終えることが出来ました。広島には法学部のみならず、東北大学同窓会の支部もございまして、これから広島へお住まいになられる同窓生の方は是非同窓会へご参加ください。東北大学のみならず、全国的に法学部・法科大学院については、暗い話題の方が多い昨今ではありますが、震災から4年を過ぎ被災地が復興しつつある中、東北大学法学部の益々のご発展を祈念しております。



総会閉会后に、記念撮影を行い、引き続き、懇親会を

最後に、仙台よりお越しいただいた同窓会長・渡辺先生をはじめ、日頃より東北大学法学部及び同窓会の維持発展へご尽力頂いております皆様、あらためて感謝を申し上げます。 (平成22修卒)

法科大学院部会

法科大学院部会総会報告

平成26年8月22日、東北大学法学部同窓会法科大学院部会(東北大学ロースクール同窓会)の総会、講演会及び懇親会が行われましたので、以下、ご報告いたします。

【第1部】総会(午後4時30分〜午後5時)
冒頭、伊藤佑紀部会長の挨拶で総会が開会しました。

続いて、成瀬幸典法科大学院長より東北大学ロースクールの現況報告がなされ、今後、修了生の就職に関してもしっかりと手厚くしていきたいとお話がありました。その後、役員改選手続があ

り、部会長に伊藤佑紀会員、副部会長に三橋要一郎会員、渡部雄介会員、相澤央敏会員が選任されました。協議事項としては、成瀬院長より、主に若手弁護士が、東北大学ロースクールにおいて、15回程度の受講回数で希望科目を履修でき、履修後には修了証が発行される「科目等履修生制度」について話があり、今後、希望の講義内容等について意見を聞いていきたいとの話が述べられました。

また、佐藤裕一秋法研究会事務局長より、秋法研究会について同窓会基金から多大なご支援を頂いており、今後より内容を充実させていきたいとの話がありました。

最後に、三橋要一郎副部会長より閉会の挨拶があり、総会は閉会しました。

【第2部】講演会(午後5時〜午後6時30分)

総会終了後、畑一郎裁判官(仙台地裁部総括判事、元東北大学ロースクール教授)より、「法科大学院卒業生への



期待」とのテーマにより、講演をしていただきました。

畑裁判官からは、若手の法曹としてあるべき姿勢や考え方等について丁寧にお話しいただき、厳しくも温かい、そして示唆に富むお話をしてくださりました。

そして、最後には、ロースクール卒業生の今後の活躍を期待する旨のお話をいただき、同窓生一同、改めて身の引き締まる思いであったと思います。

【第3部】懇親会（午後7時～午後9時）

講演会終了後、アークホテル仙台青葉通りにて、懇親会が行われました。修了生、在校生及び教員の先生方合わせて約70名が参加され、交流を深めました。

同期会だよ

38年卒同期会

34J同期会・偲ぶ会開催

昨年11月6～7日、38年法卒同期会を東京湾シンフォニーランチクルージングで開催した。晩秋の皇居をめぐり、フレンチを頂きながらレインボーブリッジ、東京ゲートブリッジを遊覧した。夜は浅草「貞千代」旅館に席を移し、同期入学者143名中物故された22名の「合同慰霊・偲ぶ会」を開催した。物故者令夫人三名を含む総勢37名が参加、「慰霊の読経」は同期の福井県小浜市常高寺沢口住職が行い、内山幹事総括が以下の「慰霊の言葉」（一部省略）を述べ、

夜の更けるのも忘れるほど語り合った。物故者それぞれの居場所を見つけた安堵の気持ちを感じた会であった。開催後令夫人6名から、亡き夫の仏前で読み上げ、学友と共にあった過去を走馬灯の如く思い浮かべた。との嬉しい便りがあった。

「昭和34年4月私たち143名は春爛漫の片平丁本部構内の桜並木の下に集いました。皆、目に輝きを宿した紅顔の美青年でした。お世話になった家族のため、母校の名誉にかけて、発展を目指す国のため一途な気持ちで勉学へのみちへ邁進致しました。厳しかったゼミナール、閉館まで頑張った図書館、血を燃やしたサークル活動、平和を目指した安保闘争、徹夜稽古の模擬裁判、無報酬の法律相談、楽しかった石巻日和山公園ハイキング、やって見なかった仮装行列、青春の血を沸かせた運動会・ファイアーストーム、法の真髄を求めて、真理を求めて、理想を求めて、自由を求



めて、日々研鑽しました。糧多き、夢多き。その四年間もやがて過ぎ、皆それぞれの道のリーダーたらんと進み、しのぎを削る業界を生き抜くため、人一倍の努力と研鑽とを重ねました。時に企業戦士、時に母子家庭と揶揄され、誠意を尽くし、必死で働きました。たまに暇を見て皆で楽しく、家庭孝行もしました。

そんなさなか、ある日突然病魔に取りつかれ、無念の別れを告げた仲間。もつとやりたいた事があつたらうに！もつと生きたかつたらうに！何故自分一人がこんなにも早く逝かなければならないのか！部下を思いやり、面倒をよく見、良く指導して、貴方は誰からも愛された、本当に素晴らしい男でした。将来を最も囑望されておりましたよ。それなのに：貴方には生きていて欲しかった！病とはいえ本当に残念でなりません。貴兄と大学四年間共に過ごせたことは誇りです。貴兄と友でおられたことは宝でした。また巣立つてからも数々の付き合いをする機会を持ち得たことも誇りでした。今宵は令夫人を交えて、共に過ごした貴兄のことをお酒の肴にさせて頂き、懐かしく思いをはせ、過ぎ去った日々を偲ばせて頂きます。私たちがも人に支えられ、社会に守られて今日まで生かされて参りました。私たちはこれまでお世話になった人た

ちのため、世のため今少しお返しのご奉公をさせて頂きませぬ。一足お先に逝かれました貴兄等、22名の友よ!どうかご安心して安らかにお休みください。同期一同、心よりご冥福をお祈り申し上げます。』

(文責・内山武司)

35J会

35J 定例同期会

入学年度35Jは、毎年、3月5日に同期会を行っており、30年を越します。昨年は、多くが卒業後50年になるので、震災鎮魂の旅として、南三陸町のホテル観洋で開催しましたが、今年も、例年通り、東京で開催、会場は、浜松町の貿易センタービル39階の東京会館で行われました。天候不順の今年でしたが、当日は、幸い雲一つない好天、芝増上寺と東京タワーを見下ろし、遠くに、アークヒルズを見る眺望のパールルームでランチの時間、2時間を楽しみ過ごしました。

当初49名参加予定でしたが、本人の体調不良や家族の入院、急な出張などの理由で、当日は42名の出席になりました。欠席の皆さんには、元気で公私忙しくて出席できないという方がいる半面、病気が克服して頑張っている様子を書いてくれた皆さんが多いです。早く良くなりますよう願わずにはいられません。

会は、冒頭、昨年唯一の人物故者横山君の霊に黙とうを捧げました。石巻出身の横山君は、昨年の35J会合で、中心となって準備してくれましたが、会合が終わって間もなく、がん剤治療を続けるも効なく、昨年暮れに亡くなりました。そんな報告をスピーチの最初に、今回仙台から出席の池上君がしてくれました。続いて、清水君、彼は、法学部同窓会の事務局長をしています。私たちは、多くが、エブリサンデーの生活で、ボケの進行防止に苦勞しているところ、学部長教授はじめとする先生方、また、同窓会の先輩の皆さんとの折衝など大役をよくこなしていると感じています。筆者は、同期としてあまりバックアップできてなく申し訳なく思っています。

山梨の笛吹市在住の芦沢君からは、6時間の脳腫瘍の手術から、リハビリを経て、完治、何もなかったような元気なスピーチに一同、勇気づけられました。病知らず、超元気なお二人。押切君と古口君は、フルマラソンをやっています。東京マラソンは抽選に外れたけれど、各地のマラソン大会で頑張る、4時間を切るのが目標とか、以前、ハワイのマラソンに出たことがあるとも。心臓の不整脈とか、ステント治療など受けている私たちからすると同窓、同期とは思えない、他大学の卒業ではないのかと思いたくなります。

(佐谷戸)

物故者横山君の霊に黙とうを捧げました。石巻出身の横山君は、昨年の35J会合で、中心となって準備してくれましたが、会合が終わって間もなく、がん剤治療を続けるも効なく、昨年暮れに亡くなりました。そんな報告をスピーチの最初に、今回仙台から出席の池上君がしてくれました。続いて、清水君、彼は、法学部同窓会の事務局長をしています。私たちは、多くが、エブリサンデーの生活で、ボケの

進行防止に苦勞しているところ、学部長教授はじめとする先生方、また、同窓会の先輩の皆さんとの折衝など大役をよくこなしていると感じています。筆者は、同期としてあまりバックアップできてなく申し訳なく思っています。山梨の笛吹市在住の芦沢君からは、6時間の脳腫瘍の手術から、リハビリを経て、完治、何もなかったような元気なスピーチに一同、勇気づけ



限られたスペースのなか、一部の皆さんの話を披露しましたが、懇談の時間は、止むこと知らず、あつという間の2時間でした。幹事の一人としての反省は、最近の安倍首相による憲法改正の提起について、私たちは、天下の清宮四郎教授の講義を受けていたのであり、35Jの皆がどう考えているのか問題提起すればよかったのではないか、と思っっています。最後に、鈴木君のリードで、

恒例の青葉もゆるの合唱、「われらこそ、国のいしずえ」内心忸怩たるものあり、反省の思いを込めて歌いました。そして、菊地君がいつものように、全員の集合写真を撮ってくれ、会場でのスナップ写真とともに、全員に送ってくれました。毎年の記念になっっています。感謝!来年は3月4日再度貿易センタービルでの開催となります。

沖和のつどい (鎌倉中善会)

恩師中川善之助先生を景慕して、同窓の先輩後輩で集う会も38回目を迎えました。季節は廻り、木々甦る4月11日(土)は、とても爽やかな閉日でした。卒寿の大先輩から団塊の世代まで30名、年齢差は二十五、六歳でしょうか。寺苑で墓参・記念撮影の後、近くの席亭にて、久々の四方山話で

す。懐かしい泉下の友も偲びつつ、厚谷さん(昭32)の司会で個性あふれるスピーチが続きました。

岡山から阿部さん(昭26)、金沢の菅井さん(昭35)、名古屋の大内さん(昭39)、塩釜の僧侶鎌田さん(昭39農)、仙台の小山さん(昭38)、札幌の笠井さん(平4)他。思いがけなく沖縄から兼城さん(昭34)は妻子同席され「中川先生と沖縄民謡の思い出」に谷茶目節で



興を添えていただきました。水野紀子先生も仙台から隣席下され、学部や学生の現況も伺いました。

「朋遠方より来る有、亦樂しからずや。」楽老の実感です。

予め配布された水野先生のレクチャーは、「DNA鑑定による血縁関係否定と嫡出推定」と「生殖補助医療による

生命の創造と民法」等です。幹事のご手配で、中川先生の書かれた第一次世界大戦に絡む旧い随想「法律と女性」等も紹介され「早緑の光に包まれて法の縁」の趣でした。

次回は明年4月9日(土)。皆さん元気で旧交を温めましょう。幹事の小野さん(昭35)ご夫妻には、一同に代わり感謝申し上げます。

(秋山高 昭36)

プラマイ会

47回プラマイ会開催される

昨年11月14日、恒例の定例

会が件のホテルグランドアーク半蔵門。シンフォニーで開催された。このところ、ほぼ場所は固定である。窓からは東京タワー、国会議事堂

景の綺麗な場所にある。年2回の開催だから、今回で47回を数える。あと50回の大台まで少しのところまできた。参加者は14名であった。目指す

は20名の大台だが、なかなか到達しないのが悩みである。18時20分に開会の挨拶の後、

しばらく歓談。すぐに近況スピーチが始まる。いつも時間配分は一人3分間だが、人数も少ないし、自由にしゃべっていたかどうかという寸法でフリーとした。もっとも順番は参加エントリーの順での進行である。現役は数えるほどになつた。退職後の過ごし方の

話が多い。旅行に、山登り、図書館通い、家庭菜園を始めた話、ボランティアの話が主だった。病気を克服した話も出る。スピーチの後は自由討議?それらを大いに参考にし

ながら、懐かしい昔に帰り、喧々諤々である。美味しい料理と適度なアルコールが入り、夜景を眺める余裕もないほど議論に熱中する。かつて同じ時間・場所を共有した仲間の集まりだけのことはある。最後に欠席者28名の消息が披露される。あつという間に2時間半の時間は経過。いつも

のように記念の集合写真を撮り、学生歌を歌い、エールの交換を行い、お開きとなった。2次会は同じホテルのラウンジ。気が置けぬ仲間とあつてはついついい気持ちであった。

次回は5月、まだ日は決めていないが、皆の都合を確かめの上、決めたいと思つている。

この会は昭和43年入学か昭和47年卒業の仲間たちであれば誰でも入れます。年2回は東京で、5年ごとに仙台での開催となつていま

す。この他にも仙台・大阪等で随時ミニ・プラマイ会

も開催中。どうぞ参加を願います。ともにアットホームな雰囲気の中で仙台の今昔を熱く語りましょう。

なお、会専用のイントラを更新、以下に連絡をしていただければアクセスが可能です。世話人 和田義則

(昭和47年卒)

norichannw@yahoo.co.jp

045-1366-7297



おくやみ

(平成二十六年度に判明された方)

(敬称略)

逝去年月	卒年	氏名	氏名
H 26 6	S 16 3	松田 正男殿	渡辺 栄衛殿 S28 3 (但)
H 26 5	S 18 9	天野房之助殿	H 26 8 新井 文央殿 S 28 3
H 25 12	S 18 9	加川 義一殿	H 24 10 安藤 満殿 S 28 3
H 24 3	S 18 9	藤井 延男殿	H 26 5 山田 欣一殿 S 28 3
H 25 9	S 19 9	久保 嘉郎殿	H 26 5 伊藤 尚夫殿 S 29 3
H 15 4	S 19 9	福迫 有恒殿	H 25 5 伊藤 尚夫殿 S 29 3
H 25 10	S 21 9	田中 英二殿	H 26 2 門野 卓殿 S 29 3
H 26 6	S 21 9	寺村 年明殿	H 27 2 門野 卓殿 S 29 3
H 25 12	S 21 9	和井内雄三殿	H 26 2 藤山 祐司殿 S 29 3
H 26 5	S 22 3	高塚 俊二殿	H 19 2 藤山 祐司殿 S 29 3
H 26 7	S 22 9	一力 一夫殿	H 26 1 笹尾 明殿 S 30 3
H 25 8	S 22 9	山口 利男殿	H 26 7 柴田 吉生殿 S 30 3
H 25 10	S 23 3	稲毛 重善殿	H 10 8 吉村 晃殿 S 30 3
H 24 12	S 23 3	竹平 光明殿	H 26 1 岩本 謙治殿 S 31 3
(不明)	S 24 3	八丸 一人殿	H 25 8 小林 典夫殿 S 31 3
H 26 9	S 25 3	大泉 英一殿	H 26 3 作山 宗久殿 S 31 3
H 25 12	S 25 3	鎌形 寛之殿	H 26 3 植田 勇夫殿 S 32 3
H 25 10	S 25 3	藤永 忠殿	H 25 4 今野 満志殿 S 32 3
H 26 9	S 25 3	前澤 玄殿	H 26 3 中川 嘉道殿 S 32 3
H 25 12	S 25 3	宮下 勇殿	H 26 8 小平 貞穂殿 S 33 3
H 26 6	S 27 3	鮎ヶ瀬 勇殿	H 25 4 柴内 眞殿 S 33 3
H 26 1	S 27 3	長田 寿夫殿	H 25 9 西前 力殿 S 33 3
H 26 7	S 27 3	菅 正保殿	
H 26 3	S 27 3	佐藤 慶介殿	
H 25 12	S 28 3 (但)	伊藤 義則殿	
H 26 8	S 28 3 (但)	大野 平吉殿	
H 24 1	S 28 3 (但)	中山 成彬殿	
H 20	S 28 3 (但)	矢代 享殿	

H 25 1	H 26 9	菅井 義雄殿 S 34 3
H 26 8	H 24 12	五十嵐輝雄殿 S 35 3
H 24 10	H 26 1	池田 成基殿 S 35 3
H 26 5	H 26 4	安積 佑三殿 S 36 3
H 25 5	H 25 2	大内 孝殿 S 36 3
H 27 2	H 25 9	川野 敦朗殿 S 40 3
H 26 2	H 24 9	福島 幹夫殿 S 40 3
H 19 2	H 26 12	横山 厚殿 S 40 3
H 26 1	H 25 8	比田井彬久殿 S 41 3
H 26 7	H 26 11	荒木 健二殿 S 43 3
H 10 8	H 26 5	黒滝 巖殿 S 46 3
H 26 1	H 26 10	高木 治通殿 S 48 3
H 25 8	H 22 12	倉谷 賢造殿 S 49 6
H 26 3	H 26 6	嶋田 和彦殿 S 51 3
H 25 4	H 25 10	大森 信吾殿 S 58 3
H 26 3	H 25 11	亀岡 真一殿 S 59 3
H 23 12		

謹んでご冥福をお祈りいたします。

【会員の皆様へのお願い】

- 一、年会費(三〇〇〇円)の振込は忘れないで前払の学生・特別会員を除く全員
- 二、「特別寄付金」の受付は、何時でもOKです卒業年・氏名・特別寄付金であることを明記願います
- 三、住所変更・死亡通知などは、出来るだけ早く本部事務局にて、原則として月・水・金の午前中受付(TEL・FAX・メールいづれでもOK)
- 四、同窓会の役員になり、積極的に協力する本部・支部・同期会・各種グループを問わない

編集後記

○学部長交代に伴って同窓会長が渡辺達徳教授から平田武教授に交代しました。渡辺前会長は精力的に支部同窓会を回られ、会合のある全支部へお顔出しいただき本当にありがとうございました。法学部同窓会としての連帯感がより強力になつています。

○震災で被災した法・経大講義棟A・Bが新たに文科系総合講義棟として完成、採光窓の付いた明るい教室に変身しました。数葉の写真で紹介しました。これで法学部関係建物工事は全て終わりました。

○川内萩ホールや付属図書館にも喫茶スペースが設けられ多くの学生が利用しています。12月6日には地下鉄東西線が開通し、通学形態が大きく変わるでしょう。国際センター前駅の向かい側から川内萩ホールへのアプローチ階段が新設されています。機会があればお立ち寄りください。図書館は貸出等広く門戸を開放していますので皆様もご利用ください。

○今年の桜は全国的に早足で駆け抜けた感があります。中善並木では更新された若木も加わり、学生・市民の憩いの場として定着しています。また、隅櫓から青葉城址を経由して八木山へ抜けるルートが震災以来4年ぶりに開通し、キャンパス内を抜ける車はその分楽になりました。

○平成年代卒業生も20代から50代目前まで広がりました。活躍の場が広がると同窓会ネットワークのありがたも実感できてくると思います。お近くの支部会合参加をはじめ、是非同期・同窓の輪に積極的に加わってください。毎度のことながら、同窓会活動の基盤となる年会費のご納入ご協力をお願いいたします。

○読みやすさを考慮して活字ポイントを上げてみました。いかがでしょうか？

(清水)